

# 農業農村整備 政策研究

No.12  
2026年3月

(公社)農業農村工学会  
農業農村整備政策研究部会

目次

1. 岩手県における県単独事業について 黒田 裕一	1
2. 突発事故の対応を支援する県単農業農村整備事業 高橋 幸太郎	11
3. 富山県における県単独農業農村整備事業について 横山 大輔、小林 勇佑	19
4. 人工衛星データを活用した地すべり防止区域の新たな監視体制の構築 斉藤 篤志	33
5. 徳島県における県単独事業について 久米 賢治	45
6. 迅速な基盤整備に向けた取組について 大森 直樹	61
参考資料	69
編集後記 杉浦 未希子	83

# 岩手県における県単独事業について

---

令和7年6月30日

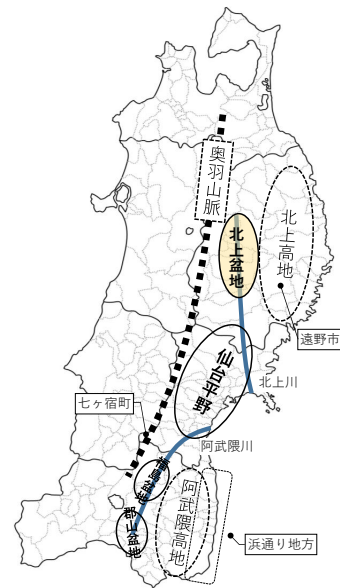
岩手県農村計画課 黒田 裕一

## 目 次

- 1 岩手県の特徴
- 2 岩手県の農業農村整備
- 3 県単独事業の概要
- 4 県単独事業の今後の方向性

# 1 岩手県の特徴

- 岩手県は東北太平洋側に位置し奥羽山脈と北上高地の間を流れる北上川沿いを中心に農地が広がる。
- 川沿いの平地に大規模農地が、その周辺に中山間農地が位置している。
- 耕地面積の約7割が中山間地域に存在。



◆中山間地域に位置する耕地面積の割合

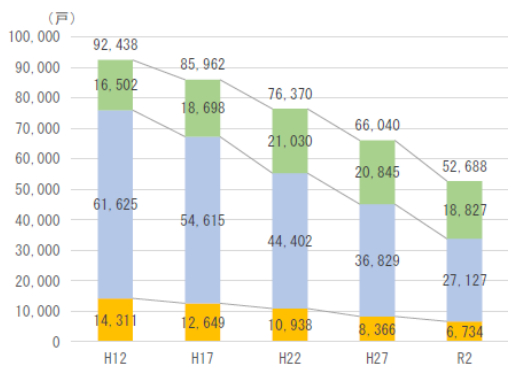
青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
39%	74%	29%	46%	54%	57%

データ：農林水産省「耕地及び作物面積統計」  
中山間地域：農林統計に基づく農業地域類型の「中間農業地域」と「山間農業地域」

◆東北太平洋側の地形

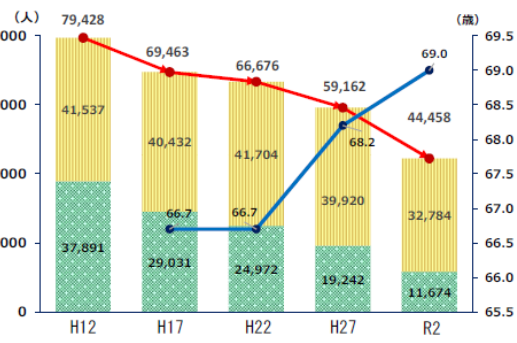
- 平成12年から令和2年の20年間で総農家数は43%減少。
- 基幹的農業従事者数は、44%減少。  
特に、64歳未満の基幹的従事者数は、69%減少し高齢化が進行。

■ 総農家数の推移



出典：農林業センサス

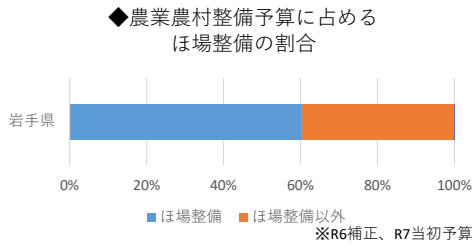
■ 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移



出典：農林業センサス

## 2 岩手県の農業農村整備

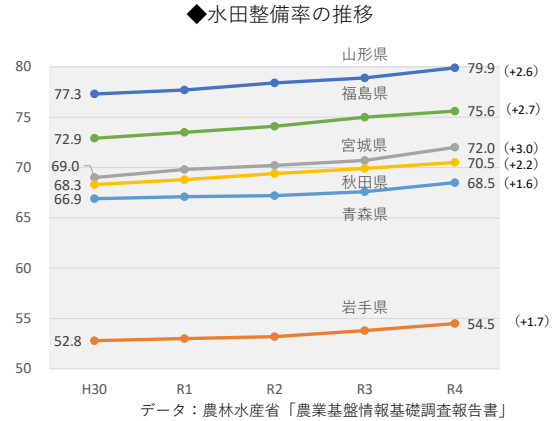
- 農業者の減少などを背景に、ほ場整備のニーズが高く、ほ場整備事業に予算を重点化。
- しかし、中山間農地が多く、整備単価が割高なため、水田整備率が低いまま推移。



◆ほ場整備事業の単価比較

岩手県	東北他県平均
3,440千円/10a	2,756千円/10a

データ：R5,6の農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の新規採択地区の平均値



## 2 岩手県の農業農村整備

- 地域の多様なニーズに対応できるよう、国庫補助事業に加え、県単独事業を創設し、国庫補助事業で対応できないニーズにもきめ細かに対応。

◆ほ場整備に対応する主な事業

事業名	事業主体	補助率	主な要件	主な特徴	
国庫補助事業	農業競争力強化農地整備事業	都道府県	50%	・受益面積20ha以上	・担い手への農地を集積・集約化することで地元負担が軽減
	農地中間管理機構関連農地整備事業	都道府県 市町村	62.5% 補助+推進費	・受益面積10ha以上 ・すべての農地に中間管理権を設定 ・収益性等を20%向上	・地元負担なしで事業実施可能
	農地耕作条件改善事業	都道府県 市町村 土地改良区等	定額 又は 50%	・農業者2者以上 ・事業費200万円以上	・畦畔除去や暗渠排水の施工など、地域のニーズに沿ったきめ細かな基盤整備が可能
県単独事業	いきいき農村整備事業	市町村 土地改良区 農業法人等	定額 又は 50%	・農業者2者以上 ・事業費200万円未満	・農地耕作条件改善事業のメニューに加え、スマート農業の普及啓発などソフト対策が実施可能

### 3 県単独事業の概要

#### (2)第一期対策(H27～R1) 活力ある中山間地域基盤整備事業

- 条件が不利な中山間地域の実情に応じた生産基盤を整備し、高収益作物の導入や農作業の効率化を図るため、平成27年度「活力ある中山間地域基盤整備事業」を創設。

##### 【事業の内容】

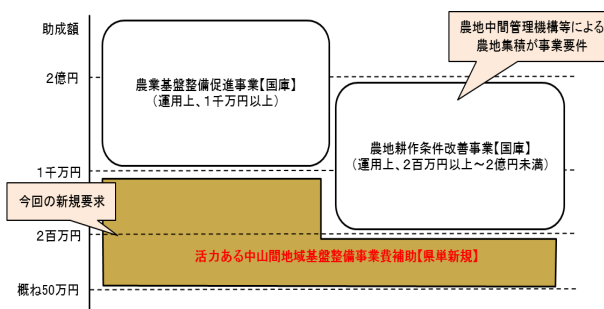
工種	補助率等
(1) 田畑の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)
(2) 暗渠排水	15万円/10a
(3) 湧水処理	15万円/100m
(4) 畑地かんがい施設	20万円/10a (30万円/10a)
(5) 客土	10万円/10a
(6) 除礫	20万円/10a
(7) 耕作道	総事業費の50%

##### 【事業実施主体】

市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構

##### 【採択要件】

- ・ 中山間地域（中山間地域等直接支払の対象区域 等）
- ・ 受益者数が農業者2者以上
- ・ 事業費が50万円以上1,000万円未満
- ・ 「活力ある中山間地域基盤整備計画」の作成



6

##### 【事業の実績】

- 平成27年度～令和元年度の5か年で、  
19市町村55地区で「区画拡大27.3ha」、「暗渠排水94.1ha」などを実施。
- 事業主体別の主な実施内容は、  
市町村(15地区)は、区画拡大、湧水処理、客土、耕作道  
土地改良区(38地区)、区画拡大、暗渠排水、畑かん  
農業法人(2地区)は石礫除去

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	
事業費	49,980千円	49,995千円	49,996千円	46,690千円	47,040千円	243,701千円	
地区数	10地区	12地区	11地区	12地区	16地区	55地区	
事業内容	区画拡大	9.05 ha	1.21 ha	4.67 ha	2.84 ha	9.56 ha	27.33 ha
	暗渠排水	21.80 ha	22.26 ha	22.50 ha	21.68 ha	5.82 ha	94.06 ha
	湧水処理	320 m	240 m	2,676 m	6,038 m	7,900 m	17,174 m
	畑地かんがい		6.65 ha	3.02 ha		0.42 ha	10.09 ha
	客土					0.60 ha	0.60 ha
	石礫除去		1.00 ha		0.16 ha	7.73 ha	8.89 ha
	耕作道			490 m	250 m		740 m
事業主体	市町村			2	5	8	15
	土地改良区	10	8	7	7	6	38
	農業法人					2	2

7

## 【事業の効果】

○事業の実施により、

高収益作物(レタス、ピーマン、小菊など)が22.2haで作付け



8

## (3) 第二期対策(R2~R6) いきいき農村基盤整備事業

○「活力ある中山間地域基盤整備事業」は中山間地域で効果を発揮したため、対象を平場地域にも拡大し、令和2年度から「いきいき農村基盤整備事業」に事業を組み替え。

【工種・補助率等】

区分	工種	補助率等
定額補助	(1) 田畑の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)
	(2) 暗渠排水	15万円/10a
	(3) 湧水処理	15万円/100m
	(4) 畑地かんがい施設	20万円/10a (30万円/10a)
	(5) 客土	10万円/10a
	(6) 石礫除去	20万円/10a
	(7) 耕作放棄防止	2万円/10a 2.5万円/10a
定率補助	(8) 耕作道	事業費の50%
	(9) 農業用排水施設	事業費の50%
	(10) 土層改良	事業費の50%
	(11) 特認事業	事業費の50%

【実施要件】

- ① 農振農用地であること →対象区域を拡大
- ② 事業費が50万円以上200万円未満 (ただし、(7) 耕作放棄防止は下限値を設けない)
- ③ 受益者数が農業者2者以上
- ④ 「いきいき農村基盤整備計画」の作成
- ⑤ 平地地域においては①~④の他に、次のいずれかの要件を満たすこと。(ただし、(7)耕作放棄防止を除く)
  - (ア) 農地の高度化利用(高収益作物の導入等)を図ること
  - (イ) 農地中間管理機構又は、地域農業マスタープランの中心経営体による農地集積の推進を図ること
- ⑥ (7)耕作放棄防止においては①~④の他に、次の全ての要件を満たすこと。
  - (イ) 農地法第32条第1項に規定する遊休農地(1号、2号)又は、これに相当する農地であること
  - (エ) 事業完了後、5年以上耕作することが確実な農地であること

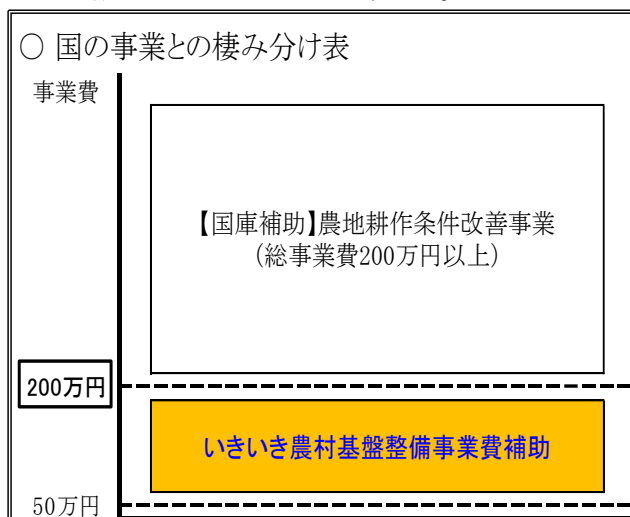
【事業実施主体】

市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業法人、多面的機能支払交付金の活動組織

9

○「いきいき農村基盤整備事業」は、事業メニューを国庫補助事業「農地耕作条件改善事業」と連動。

国庫補助の対象とならない200万円未満の地区を対象とし、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を行えるようすみ分け。



10

### 【事業の実施状況】

○ 令和2年度～令和6年度の5か年で、21市町村201地区で「区画拡大50.3ha」、「暗渠排水59.5ha」などを実施。

○ 事業主体別の主な実施内容は、

市町村(48地区)は区画拡大、暗渠排水、耕作放棄防止

土地改良区(58地区)は区画拡大、暗渠排水、用排水施設

農業法人・組織(95地区)は区画拡大、湧水処理、石礫除去

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計	
事業費	51,008 千円	62,977 千円	66,315 千円	64,287 千円	52,234 千円	296,821 千円	
補助金	47,259 千円	53,791 千円	54,836 千円	49,275 千円	42,606 千円	247,767 千円	
当初予算	50,000 千円	55,000 千円	57,000 千円	57,000 千円	57,000 千円	276,000 千円	
地区数	34 地区	46 地区	44 地区	41 地区	36 地区	201 地区	
事業内容 ※主な工程	区画拡大	8.08 ha	9.52 ha	11.94 ha	4.56 ha	16.18 ha	50.28 ha
	暗渠排水	7.35 ha	12.87 ha	16.45 ha	16.10 ha	6.75 ha	59.52 ha
	湧水処理	5,857 m	5,994 m	4,533 m	2,501 m	1,320 m	20,205 m
	石礫除去	5.77 ha	2.23 ha	2.77 ha	3.66 ha	2.20 ha	16.63 ha
	用排水施設	4 箇所	9 箇所	2 箇所	7 箇所	10 箇所	32 箇所
事業主体毎 の地区数	市町村	17	13	9	5	4	48
	土地改良区	5	9	14	12	18	58
	農業法人等	12	24	21	24	14	95

11

## 【事業の効果】

- 区画拡大、畦畔除去により農作業効率が向上
- 排水・湧水対策により、生産性が向上

ア 区画拡大（事業主体：農事組合法人サンファーム小友、小友地区）



中山間地域において3枚のほ場を1枚に区画拡大し作業効率が大幅に改善され、低利用農地が解消された。（令和5年度、陸前高田市）

イ 区画拡大（事業主体：紫波町、紫波地区）



畦畔を撤去し区画拡大（0.16ha+0.16ha=0.32ha）による生産性の向上が図られた。（令和2年度、紫波町）

ウ 暗渠排水（事業主体：九戸村、長興寺地区）



軟弱で機械作業に支障を来している農地に暗渠排水を整備し、地耐力が改善され、農作業の効率化が図られた。（令和3年度、九戸村）

エ 湧水処理（事業主体：農事組合法人大槌結ゆい、下野地区）



作物の生育を阻害する湧水を処理したことにより、ピーマンの収量と品質の向上が図られた。（令和5年度、大槌町）

オ 石礫除去（事業主体：㈱雪国銀河農産、清水ヶ野地区）



作物の生育や農作業の支障となっている石礫を除去したことにより、そばの収量が向上し、農作業の効率化が図られた。（令和2年度、西和賀町）

カ 耕作放棄防止（事業主体：紫波町、紫波1-1地区）



耕作放棄地の雑木を除去し、営農の維持が図られた。（令和2年度、紫波町）

12

## （4）第三期対策（R7～R11） いきいき農村基盤整備事業（継続）

- 第二期対策で拡充したことで、農業法人の活用が増えるなど、地域ニーズに応える事業となったことから、令和7年度以降も継続。
- 担い手による生産性の高い農業の実現に向けスマート農業導入支援メニューを追加。
  - ▶ 先進地研修、スマート農業機器のレンタルへの定額補助
  - ▶ GNSS基地局の新設・更新、自動操舵システム、自動給水栓、ロボット草刈機等の省力化技術の導入への定率補助

### 【工種・補助率等】

区分	工種	補助率等
定額補助	(1) 田畑の区画拡大	6～25万円/10a（22.5～42万円/10a）等
	(2) 暗渠排水	10.5～19万円/10a
	(3) 湧水処理	20.5万円/100m、18.5万円/100m
	(4) 畑地かんがい施設	29万円/10a、18.5万円/10a等
	(5) 土層改良	26万円/10a、23.5万円/10a等
	(6) 耕作放棄防止	2.5万円/10a、3万円/10a
	(7) 更新整備	12.5万円/10m、22万円/10m等
	(8) 畑作転換工	1.5万円/100m、0.5万円/10a
	☆(9) スマート農業普及啓発・試行支援	20万円/地区 60万円/地区

※定率補助の（ ）は、中山間地域に係る補助率

☆：令和7年度拡充工種

網掛け：要望があれば、随時、実施メニューに追加

区分	工種	補助率等
定率補助	(10) 農業用排水施設	事業費の50%（55%）
	(11) 暗渠排水	事業費の50%（55%）
	(12) 土層改良	事業費の50%（55%）
	(13) 区画整理	事業費の50%（55%）
	(14) 農作業道等	事業費の50%（55%）
	(15) 農地造成	事業費の50%（55%）
	(16) 農用地の保全	事業費の50%（55%）
	(17) 営農環境整備支援	事業費の50%（55%）
	☆(18) スマート農業導入支援	事業費の50%（55%）
	(19) 小規模圃地整備	事業費の50%（55%）
	(20) 粗放的農地利用整備	事業費の50%（55%）
	(21) 管理省力化支援	事業費の50%（55%）
(22) 特認事業	事業費の50%（55%）	

13

## (5) 一期、二期対策の実績のまとめ

### ○第一期対策

- ▶中山間地域において高収益作物の作付を目指し、55地区において暗渠排水や畑かん、石礫除去など、作物に対応した基盤整備を土地改良区が中心となって実施。

### ○第二期対策

- ▶平場地域も対象としたことで、201地区で活用。  
区画拡大や石礫除去の実施が第一期対策に比べ倍増。
- ▶事業実施主体に多面的機能支払交付金活動組織を追加し、47地区(23%)で活用(区画拡大や暗渠排水)
- ▶農業法人の活用が48地区に大幅増(一期は2地区)。  
区画拡大、暗渠排水、湧水処理、用排水施設、石礫除去など幅広く活用。

14

## (6) 国庫補助事業と県単独事業の比較

- 農業競争力強化事業により、県が主体となり、地域全体の一体的な基盤整備を実施。
- 耕作条件改善事業、いきいき基盤整備事業により、きめ細かな基盤整備を実施。

	国庫補助事業		県単独事業
	農業競争力強化農地整備事業	農地耕作条件改善事業 (団体営)	いきいき農村基盤整備事業
主な要件	受益面積20ha以上	事業費200万円以上	事業費200万円未満
事業主体	都道府県	市町村、土地改良区、多面活動組織、農業法人等	市町村、土地改良区、多面活動組織、農業法人等
主な整備内容	地域全体の一体的な基盤整備 (区画拡大、農道拡幅、用排水路整備、排水改良等)	簡易な基盤整備 (区画拡大、畦畔撤去、暗渠排水など)	国庫補助事業で対象にならない小規模な基盤整備 (区画拡大、畦畔撤去、暗渠排水、徐礫など)
補助率 (基本)	国	50	50
	県	27.5	14
	市町村	10	13
	農家	12.5	23
			事業主体 50

15

## (7) 耕作条件改善事業といきいき事業の使い分け(実績を基に整理)

	農地耕作条件改善事業(団体営)	いきいき農村基盤整備事業
事業主体	主に市町村、土地改良区、農業法人 →運営基盤が比較的しっかりした組織が活用	主に土地改良区、多面組織、農業法人 →簡素な手続から、比較的規模の小さい法人も活用
受益面積	1ha~10ha →200万円以上の要件によりある程度まとまった農地が対象	1ha前後 →200万円以下の要件により面積は限定的
事業費	200万~7000万円	200万円未満
整備内容	主に区画拡大、暗渠排水を実施	区画拡大、暗渠排水が多いが、小規模なポンプの補修にも活用
補助率	国50、県14、市町村13、農家23	県50、事業主体50
実施期間	1~3年	1年

### いきいき農村基盤整備事業の主な活用パターン

- 個別経営体等の小規模整備ニーズを土地改良区又は多面組織が受け皿となって実施
- 比較的小規模な農業法人が自ら主体となって実施
- 土地改良区が自ら管理するポンプの簡易的な補修の実施

16

## 4 県単独事業の今後の方向性

### ①基盤整備のスピーディーな展開のための仕組みの構築

#### 【課題】

- 農業者の減少・高齢化の進行
  - 条件の良い農地の確保、担い手への集積・集約化は喫緊の課題。
- ほ場整備ニーズの高まり
  - 県主体の補助事業では事業完了までに相当の期間を要する。

#### 【方向性】

- 市町村、土地改良区、農業法人等が主体となった比較的小規模な整備をスピーディーに展開していく必要。
- 県単独事業の更なる活用拡大に向け、事務の簡素化、よりきめ細かな支援の充実、推進体制の整備などを行う必要。

17

## ②スマート農業技術の導入などソフト対策の活用推進

### 【課題】

- スマート農業技術の導入推進
  - ▶ 少ない担い手で多くの農地が維持できるようスマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化を進める必要。
- スマート農業技術を使いこなせる人材の育成
  - ▶ スマート農業機器の導入とのための基盤整備に加え、技術を使いこなせる人材を育成する必要。

### 【方向性】

- 国庫補助事業でカバーしていないスマート農業技術の導入に向けた**普及啓発、試行整備・導入などのソフト対策の活用推進**
  - ▶ R7年度に拡充したスマート農業技術導入のソフト支援を活用して、各地域では場整備事業の合意形成段階から先進地視察、試行導入を実施し、地域全体でスマート農業技術導入と使いこなせる人材確保が同時に進むよう後押し

# 突発事故の対応を支援する県単農業農村整備事業



農業農村工学会 農業農村研究部会  
令和7年6月30日

## 本日の紹介内容



農業用排水施設等は日常的に維持管理しても、用水パイプライン破損やポンプ故障などの突発事故が起こりうるが・・・

○県単農業農村整備事業の緊急採択によるきめ細やかな対応

○データで見る県単農業農村整備事業で実施した突発事故の内訳

○突発事故に対応した地方財政措置の提案

- 1 県単農業農村整備事業の内容
- 2 突発事故の緊急採択事例
- 3 データで見る突発事故の採択内容
- 4 国の補助事業との比較
- 5 突発事故に対する支援の提案

## 1 県単農業農村整事業の内容

### 新潟県県単農業農村整備事業等補助金交付要綱 抜粋

(趣旨)

第1条 …… **農村地域の活性化を図るため**、市町村並びに土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合その他……が**農業生産のための基礎的條件又は農村の環境を整備する事業**に対し。予算の範囲内において補助金を交付する……

(交付の基準)

第5条 この補助金は…… **事業費が100万円以上**のものに限る……

# 1 県単農業農村整事業の内容

(事業要件) 事業費 100万円以上 申請 2者以上

## 農業農村整備事業

事業種別	補助対象者	補助対象経費	補助率		採択要件
			一般	特定	
かんがい排水事業	市町村、土地改良区等	農業用排水施設の新設、管理、廃止または変更	35%以内	40%以内	受益面積5ha以上(特定3ha)
ほ場整備事業	//	区画整理、暗渠排水、客土	35%以内	40%以内	受益面積5ha以上(特定3ha)
農地開発事業	//	農用地造成事業に必要なかんがい排水施設、農道の新設または変更、開墾、土壌改良	35%以内	40%以内	造成面積2ha以上
農地防災事業	//	①ため池堤体の改修またはしゅんせつ ②土砂崩壊等による農用地等の被害を防止するために行う頭首工、用排水機場、水路等の整備	40%以内	40%以内	①受益面積5ha以上 ②受益面積5ha以上(特定3ha)

5

# 1 県単農業農村整事業の内容

## 農村整備事業

事業種別	補助対象者	補助対象経費	補助率		採択要件
			一般	特定	
農道整備事業	//	小規模な農業集落道の新設または改良	30%以内	35%以内	全幅員3m以上
農業集落道整備事業	市町村	小規模な農業集落排水施設の新設または改良	30%以内	35%以内	延長50m以上かつ全幅員3m以上
農業集落排水施設整備事業	//	小規模な農業集落排水路の新設または改良	30%以内	35%以内	水路延長50m以上かつ農業排水50%未満
ニュー新潟むらづくり事業	市町村、土地改良区等	(アメニティー施設整備) ①修景施設、PR看板の設置 ②農業用排水水路等の安全施設の設置			-
	市町村、土地改良区等	(農村総合用地周辺整備事業) 農村総合整備事業において用地、周辺の整備 ①用地整備 ②周辺整備	30%以内	35%以内	国庫補助事業対象外の整備で限度額10,000千円/地区
	市町村、土地改良区等	(農業用水克雪利用事業) 農業用施設を利用した消雪施設等	35%以内	40%以内	他事業で克雪事業の実施計画がなく、登記官通水され管理されていること

6

# 1 県単農業農村整事業の内容

## 中山間地域整備事業

事業種別	補助対象者	補助対象経費	補助率		採択要件
			一般	特定	
中山間地域総合対策事業	市町村	特定地域で、かつ、中山間地域活性化対策事業計画が策定されている地域において、2事業種別以上の県単農業農村整備事業を実施すること	—	50%	基幹となる事業はそれぞれ以上の採択要件を満たすこと

※補助率の特定地域は以下の法律等に規定する地域

離島振興法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯地帯対策特別措置法、特定農山村、急傾斜地帯（平均傾斜度15度以上）

### ポイント

事業費要件が100万円以上

実施年度に事業申請  
(国は前年度の9月まで)

事業種別は国の補助事業とほぼ同じ

申請から採択までの期間が短い

事業申請前の相談がしやすい

7

# 2 突発事故の緊急採択事例

## 用水パイプラインの破裂



ほ場整備事業で造成された加圧用水パイプラインの破裂が多い

また、新潟県の特徴として低平地が多いため、多くの用水機場が造成されている

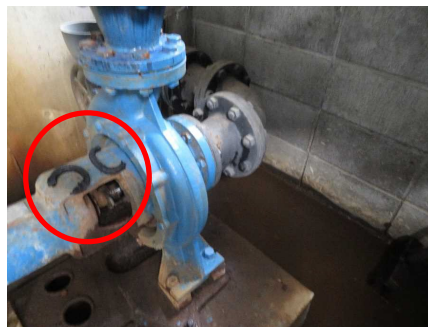
8

## 2 突発事故の緊急採択事例

### 用水パイプラインの破裂

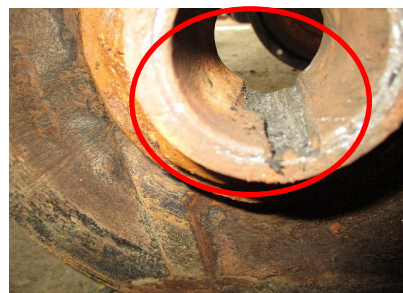


### 用水ポンプの故障



## 2 突発事故の緊急採択事例

### 排水ポンプの故障



### 山腹水路の崩壊



雪解け後に山腹水路の点検を実施したところ、  
斜面崩壊で山腹水路が崩落

新潟県の特徴として、豪雪地帯のため、融雪  
による被害が春先の点検時に判明する場合がある

### 3 データで見る突発事故の採択内容

事業費  
(千円)

県単農業農村整備事業の内訳

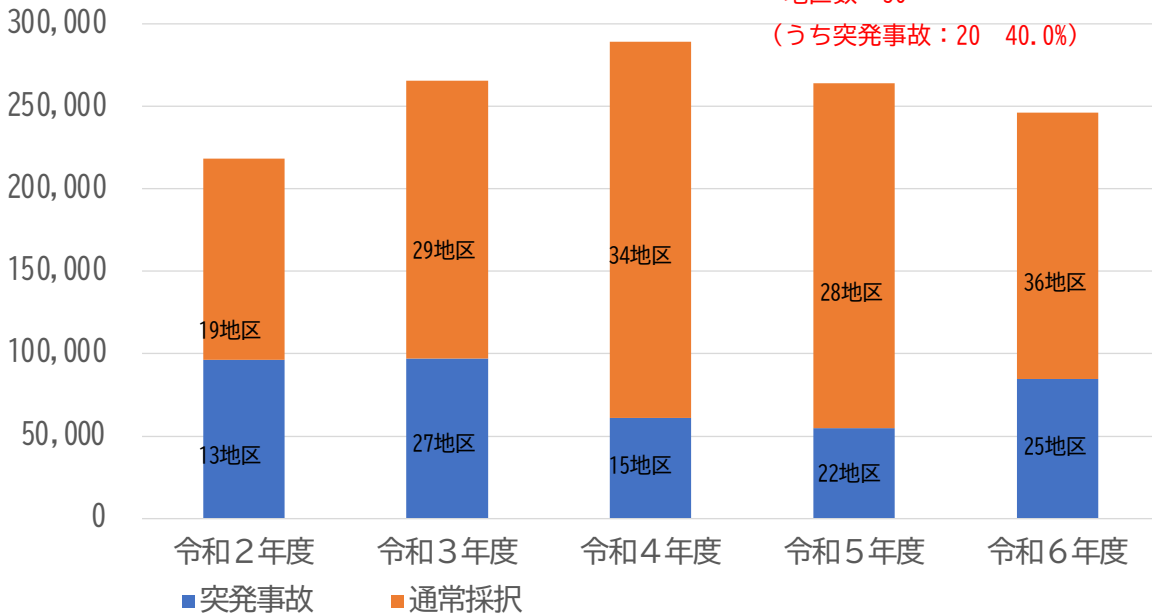
[5か年平均]

事業費：256,595千円/年度

(うち突発事故：78,824千円/年度 30.8%)

地区数：50

(うち突発事故：20 40.0%)



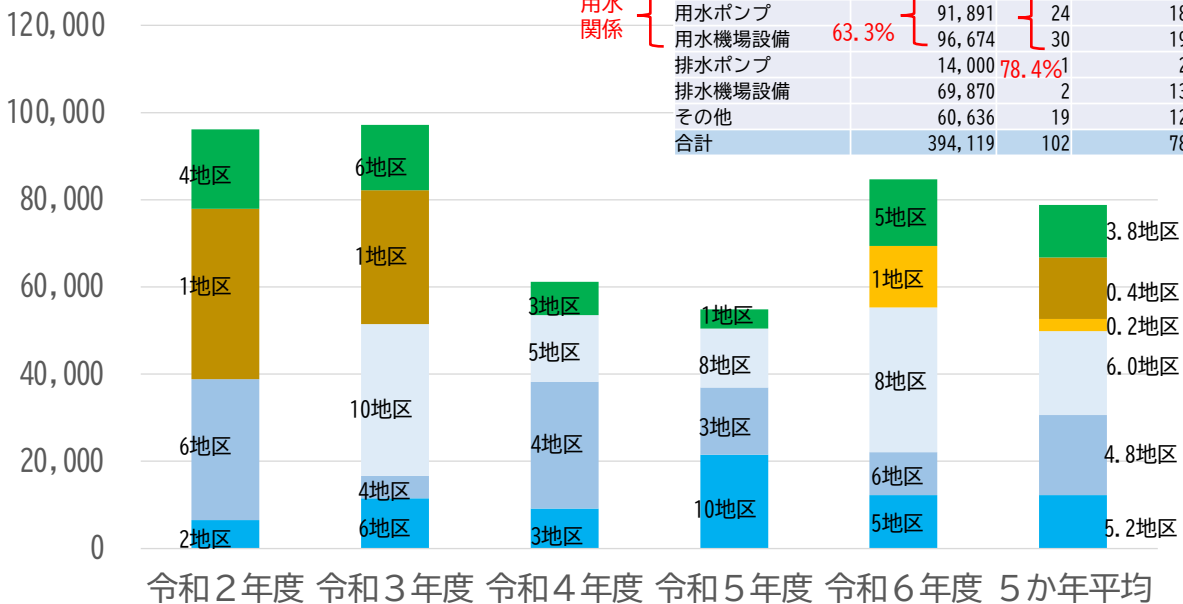
### 3 データで見る突発事故の採択内容

事業費  
(千円)

突発事故の内訳

用水関係

種別	5か年計		5か年平均	
	事業費 (千円)	地区数	事業費 (千円)	地区数
用水パイプライン	61,048	26	12,210	5.2
用水ポンプ	91,891	24	18,378	4.8
用水機場設備	96,674	30	19,335	6.0
排水ポンプ	14,000	1	2,800	0.2
排水機場設備	69,870	2	13,974	0.4
その他	60,636	19	12,127	3.8
合計	394,119	102	78,824	20.4



# 4 国の補助事業との比較

事業名	国補助事業			県	
	土地改良施設突発事故復旧事業	団体営基幹水利ストックマネジメント事業 (突発事故対応) ※1	土地改良施設維持管理適正化事業 (緊急整備補修)	県単農業農村整備事業 (かんがい排水事業)	
対象施設 (造成事業)	国営、県営、団体営	国営、県営	国営、県営、団体営	規定なし	
負担割合	区分	一般 (特定) [離島] ※2	なし	なし	一般 (特定)
	国	50% (55%) [60%]	50%	30%	-
	県	21% (21%) [17%]	25%	30%	35% (40%)
	地元	29% (24%) [23%]	25%	40%	65% (60%)
事業費	200万円以上	なし	200万円以上	100万円以上	
要件	受益面積	末端支配面積20ha以上 (中山間地域10ha)	末端支配面積20ha以上	なし	5ha (特定3ha)
	その他	機能保全計画等を策定・活用している	実施方針に掲載されていること等	適正化事業に加入していること	なし
緊急応急工事	対象	対象外	対象外	対象外	
手続期間 (目安)	2~3か月	2週間~1か月	20日程度	1日~10日程度	

※1 団体営基幹水利ストックマネジメント事業は県事業名で、農山漁村地域整備交付金を活用

※2 土地改良施設突発事故復旧事業の負担割合は、団体営造成事業のもの

# 4 国の補助事業との比較

事業主体である土地改良区や市町村が事業選択する際の視点は？

最も影響を与える視点は 営農への支障を最小限に

事業名	国補助事業			県	
	土地改良施設突発事故復旧事業	団体営基幹水利ストックマネジメント事業 ※1	土地改良施設維持管理適正化事業	県単農業農村整備事業 (かんがい排水事業)	
負担割合	区分	一般 (特定) [離島] ※2	なし	なし	一般 (特定)
	国	50% (55%) [60%]	50%	30%	-
	県	21% (21%) [17%]	25%	30%	35% (40%)
	地元	29% (24%) [23%]	25%	40%	65% (60%)

← 小 地元負担 大 →

事業名	国補助事業			県
	土地改良施設突発事故復旧事業	団体営基幹水利ストックマネジメント事業 ※1	土地改良施設維持管理適正化事業	県単農業農村整備事業 (かんがい排水事業)
手続期間 (目安)	2~3か月	2週間~1か月	20日程度	1日~10日程度

遅 工事着手 早 →

## 5 突発事故に対する支援の提案

### 既存の地方単独事業の地方財政措置

#### 老朽化対策

##### 【公共施設等適正管理推進事業債】

地方単独事業により実施する老朽化対策が対象

- ・農業水利施設は、受益面積が概ね20ha未満が対象など

#### 緊急自然災害防止対策

##### 【緊急自然災害防止対策事業債】

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として実施される地方単独事業のうち、国庫補助事業の要件を満たさない対象

- ・農業水利施設は、総事業費が200万円未満が対象など

### 突発事故に対応した制度がない



### 突発事故に対応した地方財政措置の制度を提案

※地方財政措置については、農林水産省ホームページ「地方単独事業等について」を参照

# 富山県における 県単独農業農村整備事業について



用水だ!くん  
用水路転落事故防止啓発担当  
キャラクター

令和7年6月30日

富山県農林水産部農村整備課  
予算担当 横山 大輔  
事業担当 小林 勇佑

1

## 本日の内容

1. 県単独農業農村整備事業とは
2. 富山県における県単NN事業 事例紹介
  - (1) 県単通常ハード
  - (2) 土地改良施設緊急修繕整備
  - (3) 散居景観保全事業
  - (4) 農業用水路危険箇所応急対策事業
  - (5) 災害被災状況共有システム導入事業
3. まとめ

主な担当  
用水路転落事故防止啓発



用水だ!くん

# 1. 県単独農業農村整備事業とは

3

## 県単独農業農村整備事業とは

### <事業概要>

公共(国庫補助)事業の採択基準(受益面積、事業費など)に適合しないきめ細かな整備を実施

- ・末端小規模な土地改良施設の整備及びその周辺の整備
- ・市街地周辺の農業用用水路の通年通水を確保するための整備
- ・排水施設の正常な機能の維持と環境保全を目的とした除草
- ・農村地域の水辺空間を活用した生活環境の整備 など

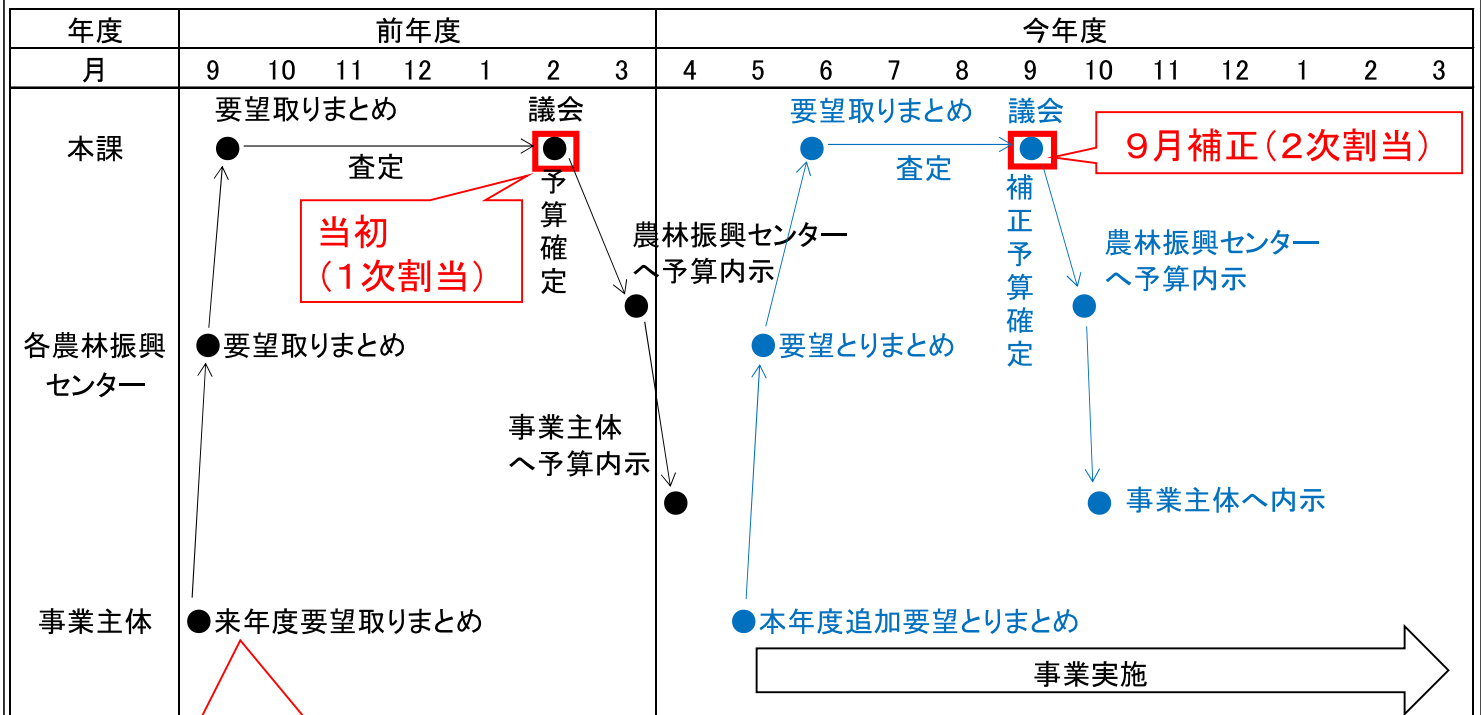
### <事業主体>

市町村、土地改良区 等

- ・各農林振興センター(県内出先4機関)が事業主体からの要望を取りまとめ
- ・県庁農村整備課は、各センターからの要望を踏まえ、予算調整

4

# 事業の要望から予算措置までの流れ



今年度の要望量は、前年度の9月頃にとりまとめ

上記の当初及び9月補正のほか、  
 ・11月補正(3次割当、ゼロ県債)【11月議会】  
 ・2月補正(4次割当)【2月議会】

# 事業メニュー

【発表では赤枠部事業を紹介】

事業名(型名)	整備内容
1 地域営農確立促進事業 (1) 一般型	水路、農道、区画整理、表面水排除、地下水排除、客土、堆きゅう肥補給、施設緊急修繕、農地災害緊急復旧、干害応急 等
(2) 担い手支援型	畦畔補強、搬入路、不陸金平、自動給水栓、のり面保全 等
(3) 土壌還元型	耕盤整正、排水改良、耕盤陥没補修、畦畔漏水防止、等
2 快適農村環境整備事業 (1) 美しい農村環境整備型	農道、農道環境、水辺環境、歴史的土壌改良施設案内看板整備
(2) 通年通水促進型	通年通水に必要な用排水路整備
(3) 克雪対策型	流融雪溝施設、消雪施設 等
3 防災福祉対策事業 (1) 施設機能保全型	ため池浚渫、水路堤塘整備
(2) 安全施設整備型	用排水安全施設、農道保安施設、農道福祉対策
4 散居景観保全事業	屋敷林の枝打ち及び間伐、屋敷林育成 等
5 他事業関連調整事業 (1) 県プロジェクト推進型	用排水路、農道
(2) 知事特認型	知事が必要と認めるもの
6 農村整備関連生態系保全事業	生態系保全等掛かり増し負担
7 県管理基幹水利施設緊急復旧事業	県管理施設の緊急復旧に必要な調査及び工事
8 農業用水路危険箇所応急対策事業	蓋かけ、メッシュ網、転落防止 等
9 小水力発電を活用したグリッド強化事業	非常用電源の導入
10 災害被災状況共有システム導入事業	共有システムの導入

県単通常ロード

## 2. 富山県における県単NN事業 事例紹介

7

### (1) 県単通常ハード

#### < 地域営農確立促進事業(一般型) >

- ・受益地が農振農用地区域内であるもの
- ・工種:水路整備、農道整備、区画整理、客土など
- ・補助率:当該事業費の40/100以内(平野部)、50/100以内(中山間区域)

畦畔撤去、区画整理(表土整地)



# (1) 県単通常ハード

## < 快適農村環境整備事業(通年通水促進型) >

- ・市街地周辺を対象
- ・工種:水路整備(嵩上げ、拡幅、水路底整備等)、附帯施設整備(水門、取水、排水施設の新設改良)
- ・補助率:当該事業費の25/100以内

石積護岸の崩壊を補修



石積護岸の空洞化を補修



9

# (1) 県単通常ハード

## < 防災福祉対策事業(安全施設整備型、用排水安全施設整備) >

- ・受益地が農振農用地区域であるもの
- ・工種:安全施設整備(保安施設の新設)
- ・補助率:当該事業費の40/100以内(平野部)、50/100以内(中山間区域)

蓋板 新設



白線W=150mm 新設  
(セミハード)



- 23 -

10

## (2) 土地改良施設緊急修繕整備

### <概要>

突発的な自然的要因(雷、豪雨及び地震等)などにより緊急に修繕等が必要となり、国庫補助事業である土地改良施設突発事故復旧事業(補助)の採択要件に合致しない場合、土地改良区等管理団体の負担が大きいことから、県単事業にて補助を行うもの。

### <適用基準>

- ・対象事業費:400千円以上
- ・補助率:当該事業費の40/100以内(平野部)、50/100以内(中山間区域)
- ・土地改良区等が管理所有している施設  
→工種:用排水路、農道、地下埋設物、電気設備施設
- ・緊急な修繕が必要であり、次年度まで待てない施設整備 等

11

## (2) 土地改良施設緊急修繕整備

年度当初から多発する緊急修繕に活用

### <事例1:水路壁の倒壊>

- ・場所:南砺市
- ・受益面積:3.8ha
- ・復旧工法:現場打ち水路(500×500) L=29m
- ・復旧事業費:3,400千円、県負担分:1,360千円(40%)

【初動対応】  
応急対応として、土のう積み対応していたが、  
受益地へ安定して用水を供給することが困難



## (2) 土地改良施設緊急修繕整備

### <事例2: パイプライン市道埋設部からの漏水>

- ・場所: 氷見市、受益面積: 90.8ha
- ・復旧工法: 石綿管  $\phi$  350 漏水補修 L=4m
- ・復旧事業費: 3,800千円、県負担分: 1,520千円(40%)

漏水及び砂が流出し、道路陥没を誘発する危険性有のため、大至急の対応が必要



市道試掘調査後、石綿管の破損を確認

13

## (2) 土地改良施設緊急修繕整備

### <事例3: 排水路上部の法面崩壊>

- ・場所: 南砺市、受益面積: 4.7ha
- ・復旧工法: 排水路排土、ふとん籠による法面復旧 L=9m
- ・復旧事業費: 2,000千円、県負担分: 1,000千円(50%)



- 25 -

14

## (2) 土地改良施設緊急修繕整備

### <事例4:サイフォン鋼管からの漏水>

- ・場所:富山市、受益面積:41.5ha
- ・復旧工法:サイフォンφ450漏水部のゴムシート巻き立て1式
- ・復旧事業費:850千円、県負担分:425千円(50%)



15

## (3) 散居景観保全事業

### <概要>

通称:枝打ち県単

美しい散居景観の保全・育成を図るもの

〔屋敷林の枝打ち等の維持管理に対して支援することにより、所有者の経済的及び労力的な負担を軽減し、カイニヨに覆われた緑豊かな散居景観の保全・育成を行うとともに散居景観保全住民協定の締結を促進するもの〕

### <適用基準>

次の要件を満たす、散居景観保全に関する住民活動への市町村の補助事業を対象

- ・補助率:当該経費の25/100以内
- ・散居景観保全に関する住民協定が締結されていること。
- ・散居景観保全に関する計画に位置づけられた地域であること。
- ・市町村が当該事業費の1/2以上を補助すること。

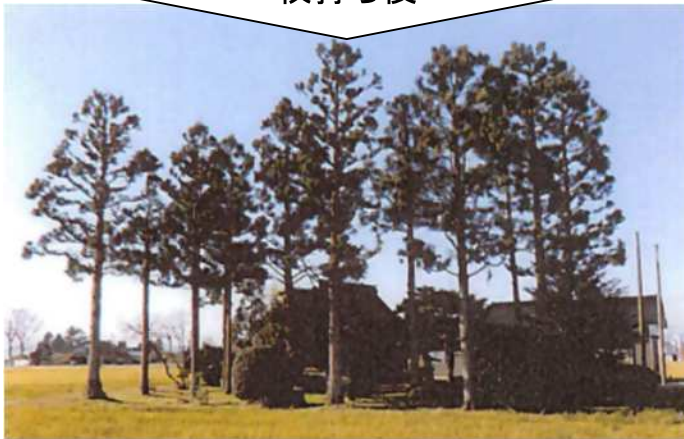
16

# (3) 散居景観保全事業

南砺市の事例



枝打ち後



砺波市の事例



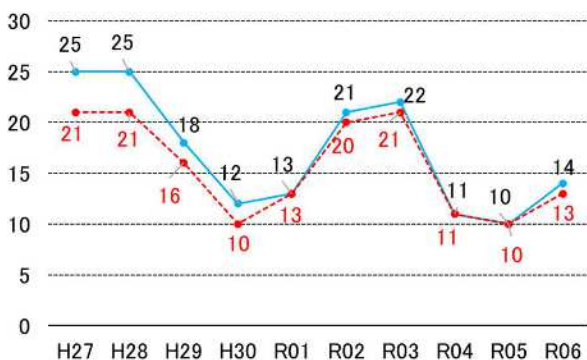
枝打ち後



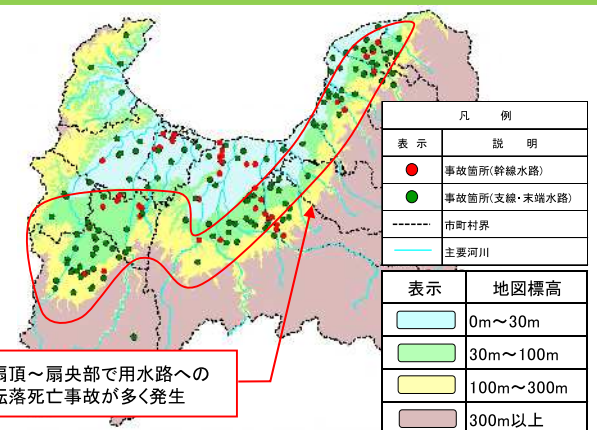
枝打ち後の葉の量が  
実施前の60%以上

# (4) 農業用水路危険箇所応急対策事業

- ・富山県は農業用水路が網目状に張り巡らされており、農業用水路が身近にある住環境となっている
- ・県内河川の扇状地は、他県と比べても急峻な地形であるため、流下する農業用排水路も急勾配で、流速が早い
- ・県内では毎年農業用水路への転落死亡事故が発生
- ・県内の農業用水路の総延長は、推定で11,210km以上



過去10年間の転落死亡事故件数 推移グラフ



扇頂～扇中部で用水路への  
転落死亡事故が多く発生

幹線・支線別 転落死亡事故箇所マップ(H22~H30)

# 重点地域ワークショップ事業 (ソフト事業)

参考: ソフト対策は、県単とは別事業になります

県内の農業用水路の全てに事故防止のための転落防止柵や蓋掛け等のハード対策の実施が現実的に不可能であることから、転落事故情報の広報普及活動等を行うソフト対策を実施している。

## ＜重点地域ワークショップ事業＞

過去に転落事故が発生した地域等を「重点地域」に位置付け、地域内の危険箇所を住民自らが再認識し、**ワークショップ**を通じて、危険箇所マップを作成して周知している。

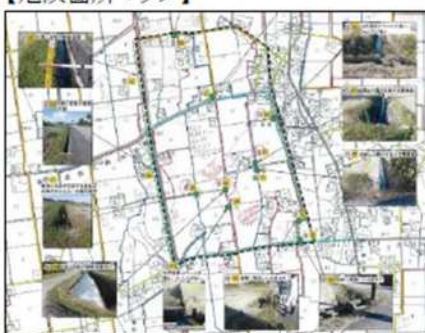


危険箇所点検状況



ワークショップ  
「いつ」「だれが」「どのように」危険か

【危険箇所マップ】



危険箇所マップを作成し、地域住民へ周知

## ＜広報活動＞

「用水だ！くん」看板及び着ぐるみによる注意喚起



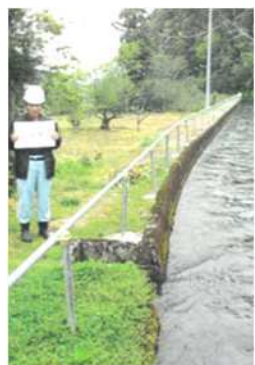
19

## (4) 農業用水路危険箇所応急対策事業

### ＜農業用水路危険箇所応急対策事業＞

- ・重点地域**ワークショップ**事業で抽出された危険箇所に対するセミハード対策(簡易な対策)を実施するもの。
- ・補助額: 定額1,000千円/地区以内
- ・事業費: 1,000千円 × 県内20地区 = 20,000千円

- 【対策①】 簡易な転落防止柵等による対策
- 【対策②】 簡易な蓋がけや、鉄筋網等による対策
- 【対策③】 視認性の向上を図る対策



①簡易な整備(転落防止柵等)



②簡易な整備(蓋掛け)



③視認性の向上を図る対策

## (5) 災害被災状況共有システム導入事業

### <現状>

- ✓ 近年自然災害の激甚化に伴い 被災箇所数が増大している。
- ✓ 市町村において 災害復旧に対応できる人材は減少傾向。
- ✓ 令和6年能登半島地震において、被災箇所の把握に紙媒体が情報共有が難航した。



### <課題>

- ✓ そこで、紙媒体に依らない、デジタル技術を活用した、迅速な被害把握・報告の手法が課題となっている。



21

## (5) 災害被災状況共有システム導入事業

### <システム導入前>

- ✓ 現地調査：被災状況を紙で記録  
⇒ 転記ミスなど齟齬が生じる恐れ。
- ✓ 被害報告：いったん事務所に帰ってからパソコンに手入力し報告する  
⇒ 報告が遅れがちに



### <システム導入後>

- ✓ 現地調査：被災状況を、現地でタブレット端末等で入力、転記ミスなどの 情報の齟齬が解消。
- ✓ 被害報告：現地データを本部へ即時共有。⇒素早い判断が可能

タブレット端末で撮影  
⇒写真の即時共有や、  
写真台帳の自動作成



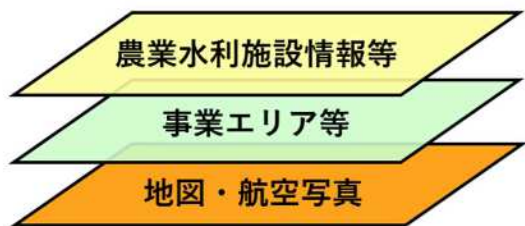
29

22

# (5) 災害被災状況共有システム導入事業

## ＜水土里情報システム＞

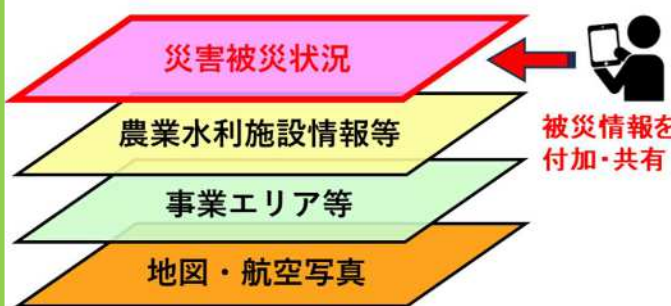
農業水利施設情報などをもったGISの1つ



県土連により構築されているが、スタンドアロン型のシステムであり、共有性が低いことから十分に利活用されていない状況

↓ 令和7年度実施内容: システムの構築(基本仕様、システム形態の決定)

## ＜災害被災状況共有システム＞



被災情報を付加・共有



水土里情報システムを基盤とすることで、被災調査・情報共有の効率化を図る

# (5) 災害被災状況共有システム導入事業

## ＜災害被災状況共有システムのイメージ＞

### 共有システムの活用



### システムによるメリット

**写真の即時共有**

リアルタイムに情報共有

スマホで撮影

**GISデータで位置情報を共有**

土地勘が無い場所での再調査を容易にすることができる

被災箇所を地図上に表示 & 座標で位置を管理

**他のデータ基盤との連携**

他のGISへ被災データの提供が可能

被災箇所とハザードマップの位置を相互確認

**被災・点検情報を一元管理**

データを一元管理・蓄積 & 市町村の入力データを即時活用して査定設計書等作成に向けスムーズな移行

## ＜今後の課題＞

- ・市町村への展開 → DB拡充、システム利用料に勝るメリットをアピール
- ・通常時維持管理等での活用 → 平時でも十分な利活用を図る

### 3. まとめ

25

## まとめ

### <富山県におけるNN事業>

事業主体は、市町村及び土地改良区

「県単独事業」だが、事業主体に事業費補助金を交付するものであり、市町村、土地改良区及び地元負担を伴うことから、関係者の意向を丁寧に汲み取り、予算措置することが必要

### <事業の重要性>

県単NN事業に係るニーズは高い

- ・土地改良施設緊急修繕整備
- ・農業用水路危険箇所応急対策事業 等

主な担当  
農業農村PR



用水だ!くん ジュニア

ご清聴ありがとうございました。



27

# 人工衛星データを活用した 地すべり防止区域の新たな監視体制の構築

滋賀県 農政水産部  
農村振興課 農村防災係  
主査 齊藤 篤志

## 目次

1. 地すべりとは

2. 滋賀県の地すべり防止区域の紹介

3. 地すべり防止区域の管理

4. 管理のこれから

# 1. 地すべりとは

地すべりってなに？

実は…

学術的には明確な区分けはありません

すべてlandslidesです

しかし…

公共事業では別のものとして扱われます



X:防災無料イラスト 引用

# 1. 地すべりとは

## 定義

土地の一部が**地下水等**に  
起因してすべる現象または移動する現象  
地すべり等防止法より抜粋

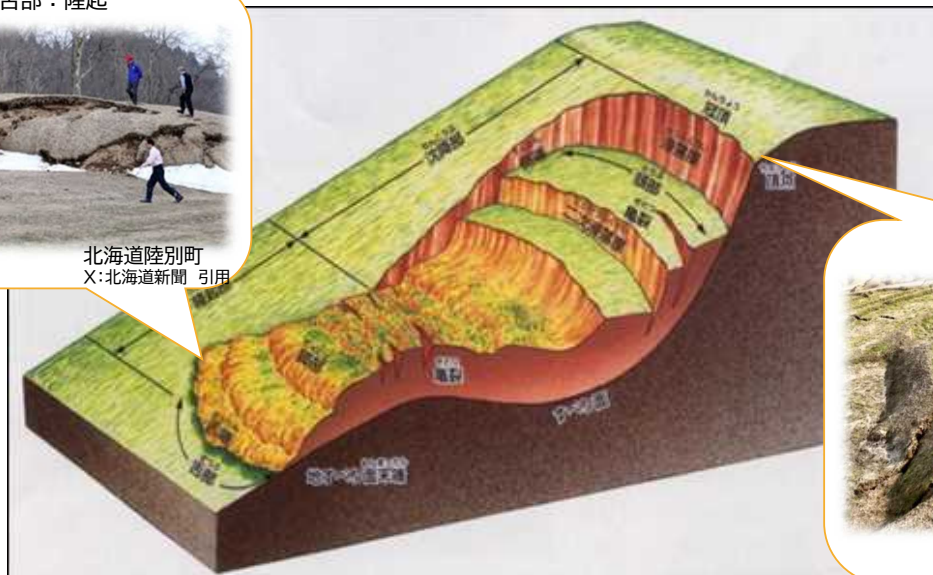
## 特徴

比較的進行がゆるやか  
ゆるい斜面で発生しやすい  
広範囲の土塊が動く

舌部：隆起



北海道陸別町  
X:北海道新聞 引用



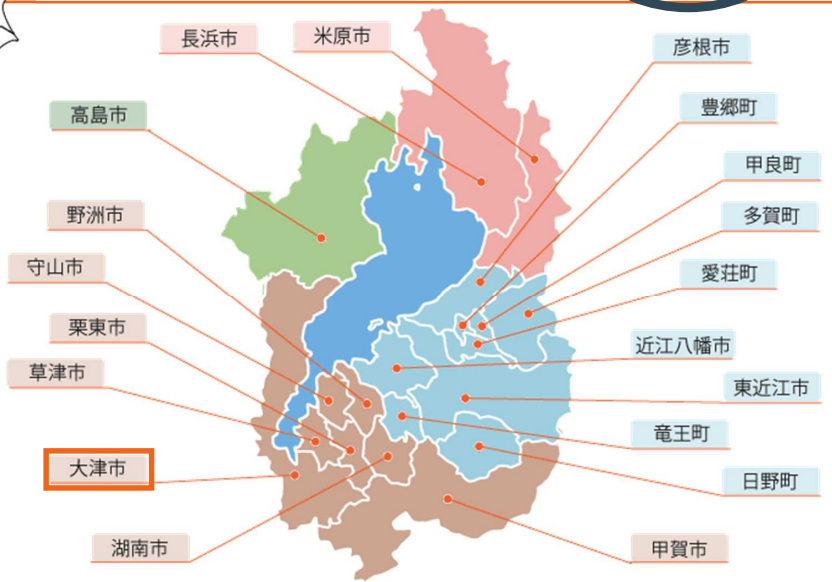
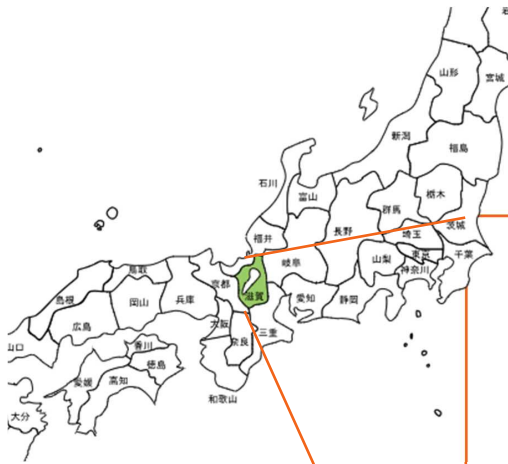
頂部：亀裂・段差



白米千枚田:石川県輪島市  
日テレニュースNNN 引用

## 2. 滋賀県の地すべり防止区域の紹介

大津市の紹介

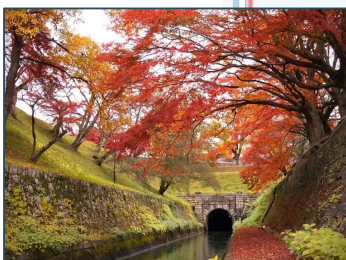


## 2. 滋賀県の地すべり防止区域の紹介

大津市の紹介



比叡山延暦寺  
滋賀びわ湖観光情報 引用



琵琶湖疎水第一隧道  
日本遺産ポータルサイト 引用



近江神宮  
滋賀びわ湖観光情報 引用

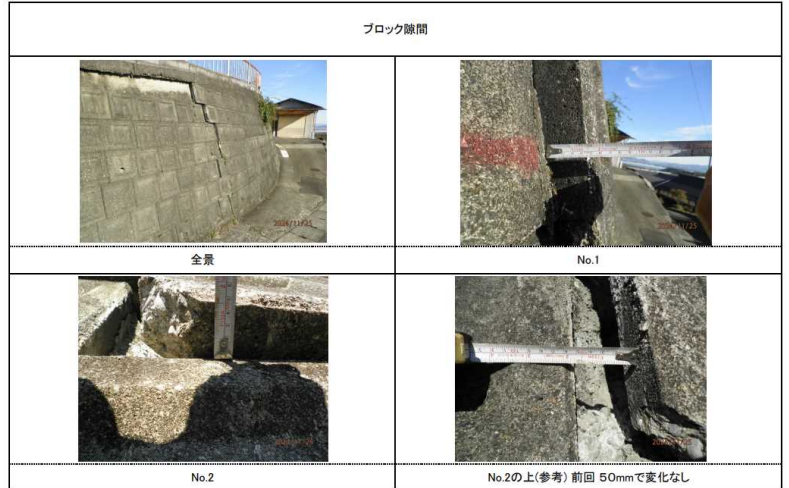


### 3. これまでの地すべり防止区域の管理

#### ①地すべり防止区域管理委託(大津市)



2回/月 地すべり防止区域内を目視でパトロール

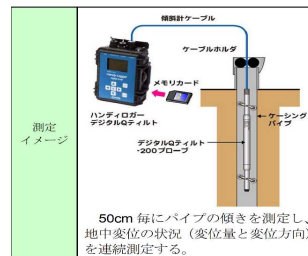
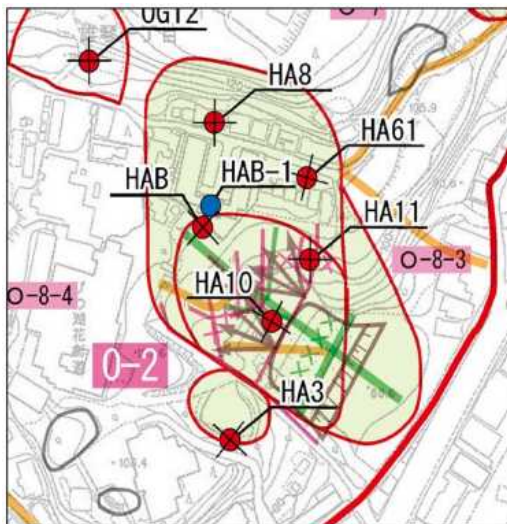


### 3. これまでの地すべり防止区域の管理

#### ②地すべり調査・解析業務(土質コンサル)



調査用の観測器具を用いて、地すべりの状況や他の要因との相関を解析



孔内傾斜計

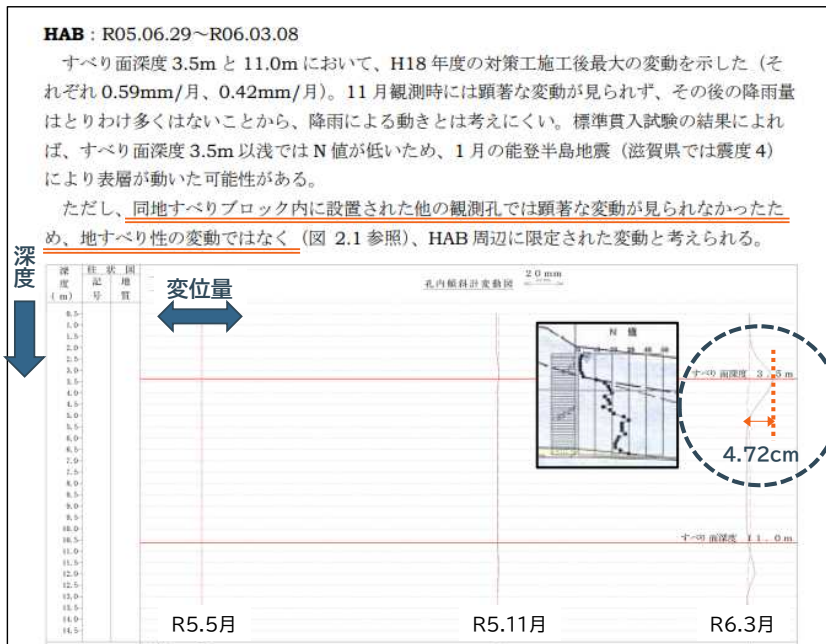


水位計

### 3. これまでの地すべり防止区域の管理

孔内傾斜計  
観測結果

#### ②地すべり調査・解析業務(土質コンサル)



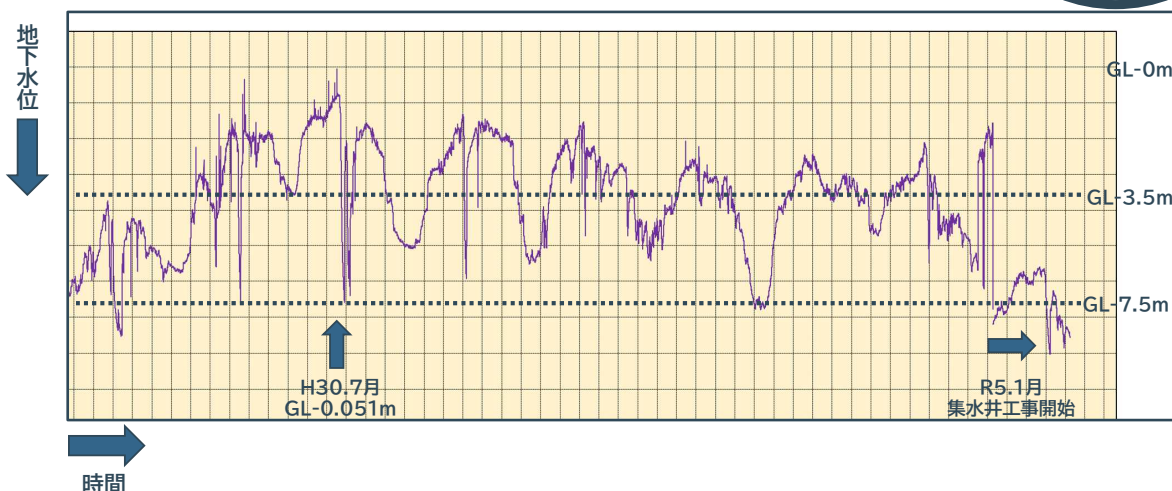
R5年度 地すべり調査解析業務  
成果物抜粋

10

### 3. これまでの地すべり防止区域の管理

水位計  
観測結果

#### ②地すべり調査・解析業務(土質コンサル)



R6年度 地すべり調査解析業務  
調査途中経過

11

### 3. これまでの地すべり防止区域の管理

現在の地すべり防止区域管理の課題

限定的

▶▶▶ 地すべりブロックの観測・調査をしている

▶ 地すべりブロック以外の状況把握が困難

長期的

▶▶▶ 1年間かけて地すべりを観測・調査・整理をしている

▶ 大地震などの災害発生時の状況把握に時間がかかる

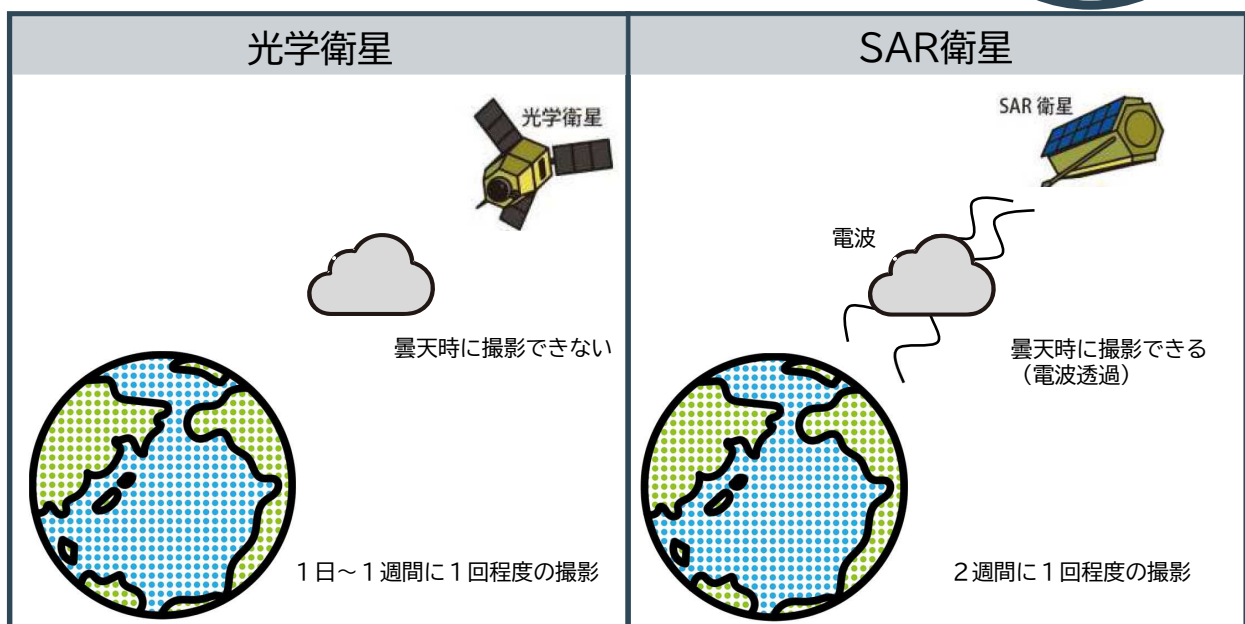
12

### 4. 管理のこれから

人工衛星(光学衛星・SAR衛星)による監視

光学衛星とSAR衛星の観測データを併用して活用

衛星による  
新たな管理



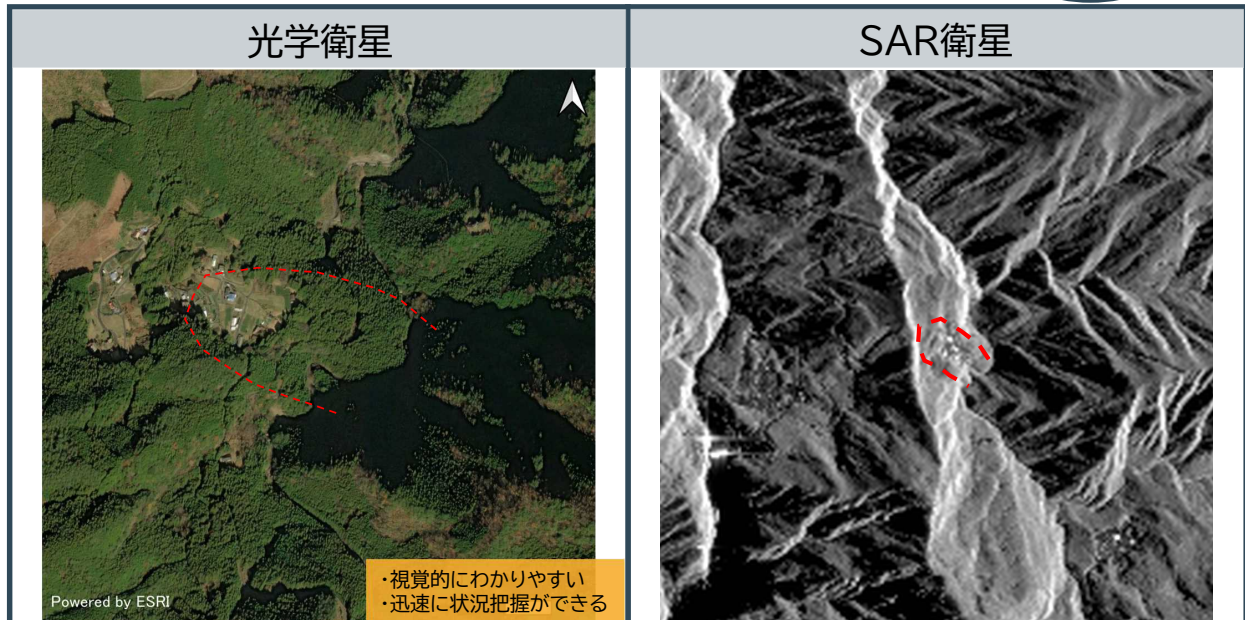
13

## 4. 管理のこれから

人工衛星(光学衛星・SAR衛星)による監視

光学衛星とSAR衛星の観測データを併用して活用

衛星による  
新たな管理



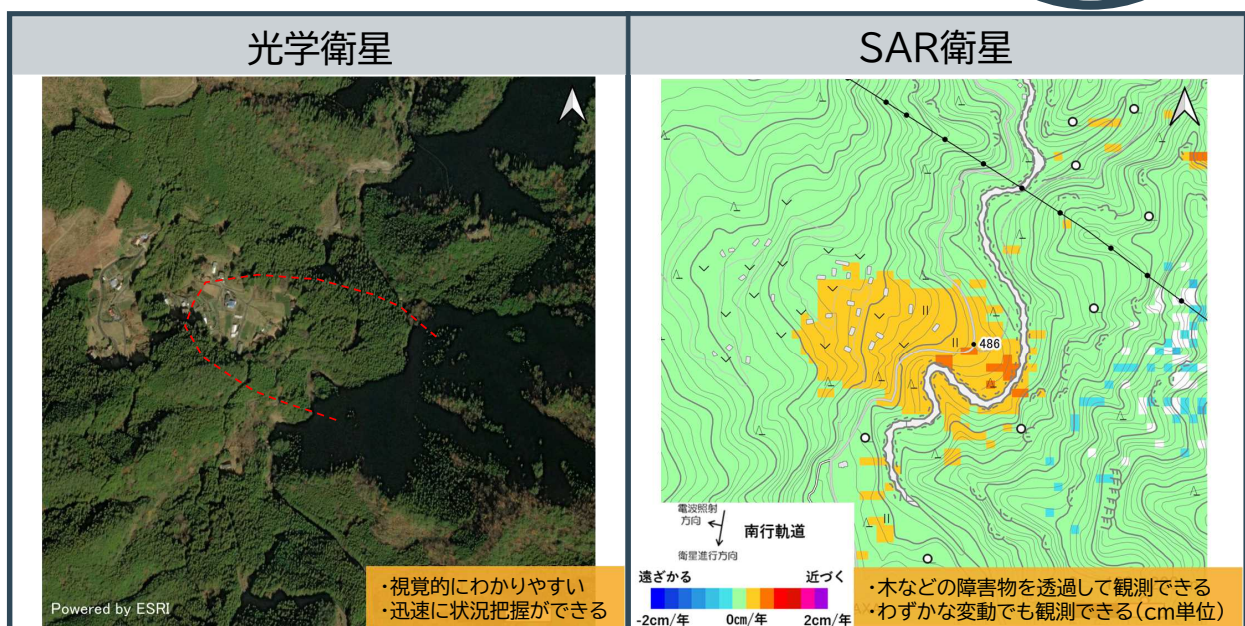
14

## 4. 管理のこれから

人工衛星(光学衛星・SAR衛星)による監視

光学衛星とSAR衛星の観測データを併用して活用

衛星による  
新たな管理

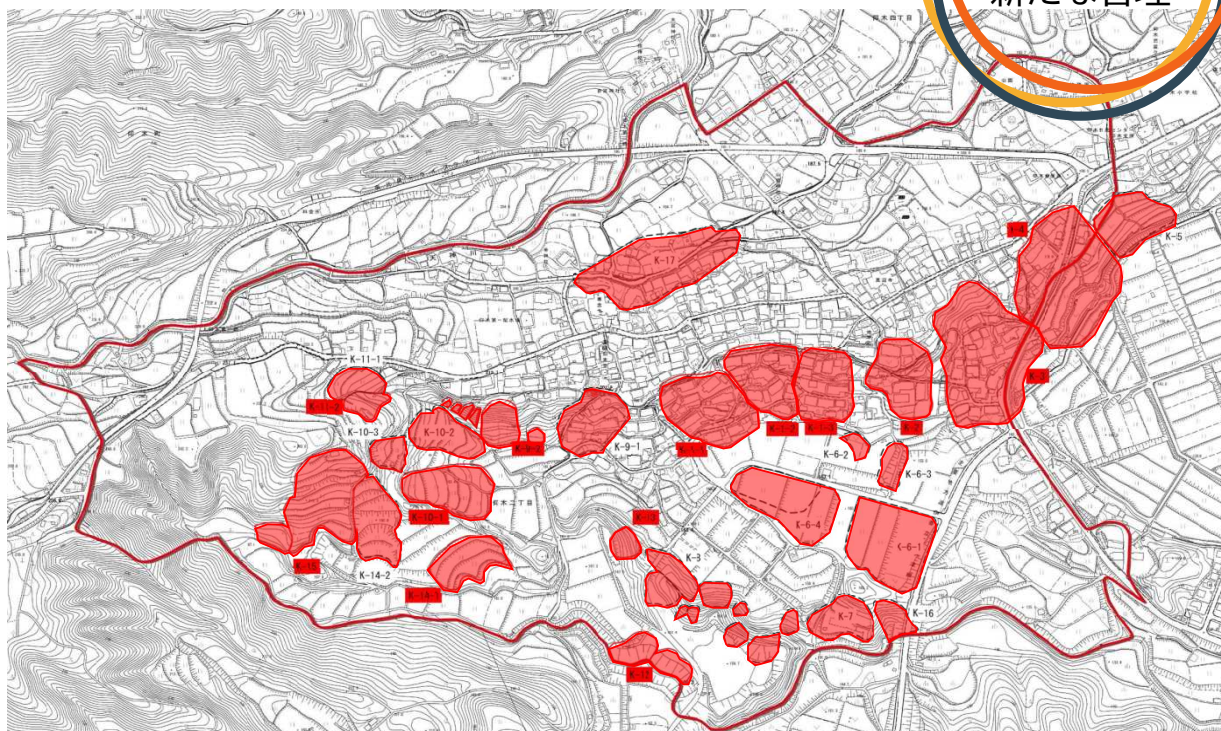


15

## 4. 管理のこれから

人工衛星(光学衛星・SAR衛星)による監視

衛星による  
新たな管理

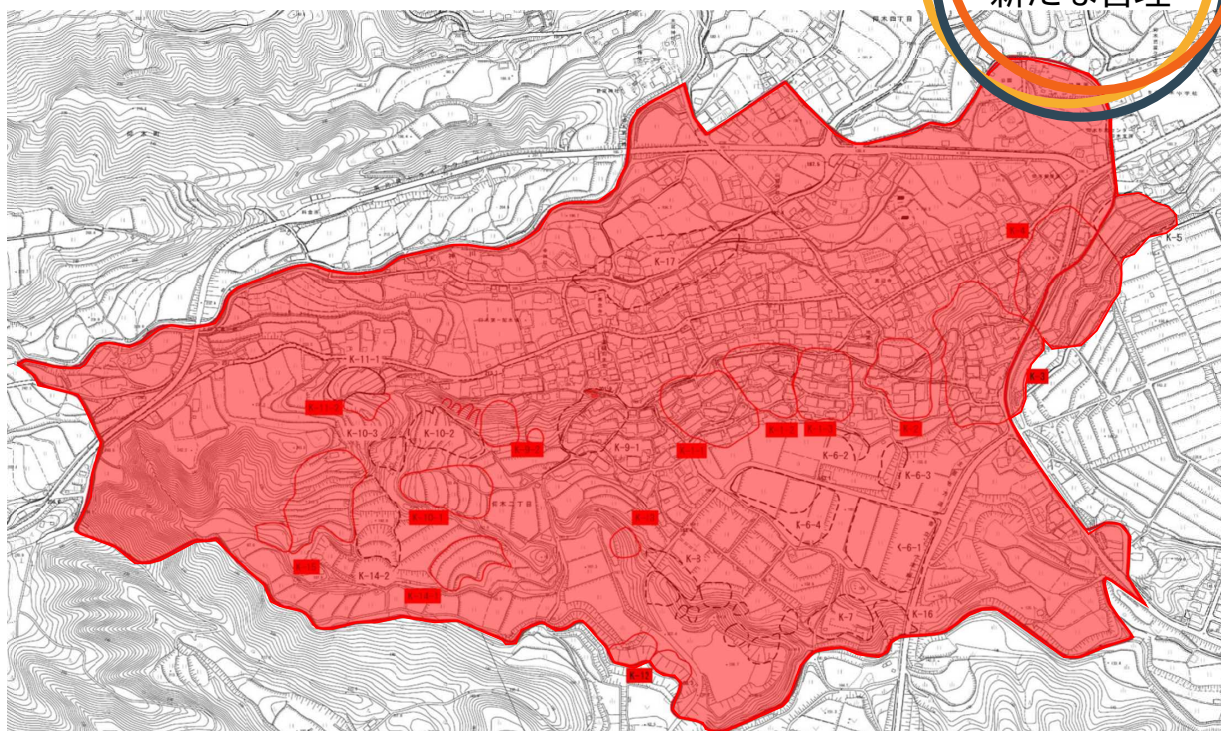


16

## 4. 管理のこれから

人工衛星(光学衛星・SAR衛星)による監視

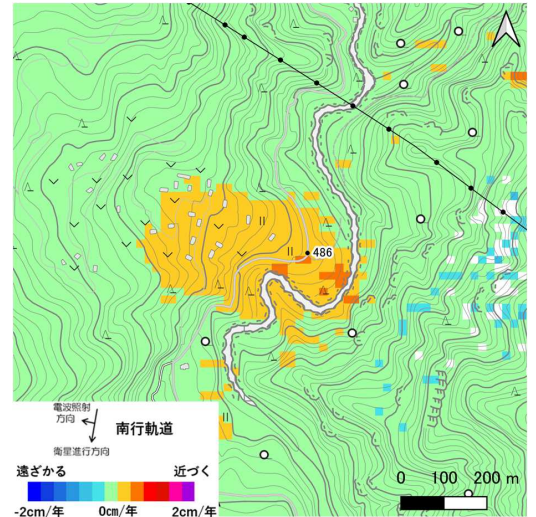
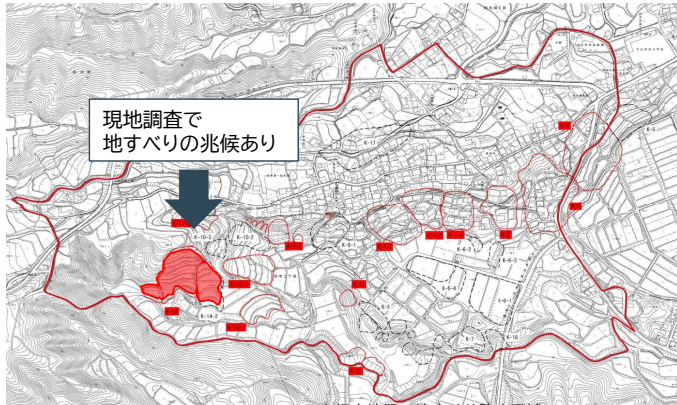
衛星による  
新たな管理



17

## 4. 管理のこれから

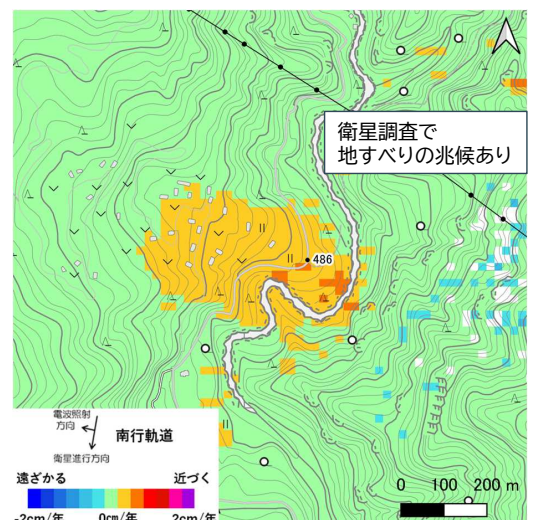
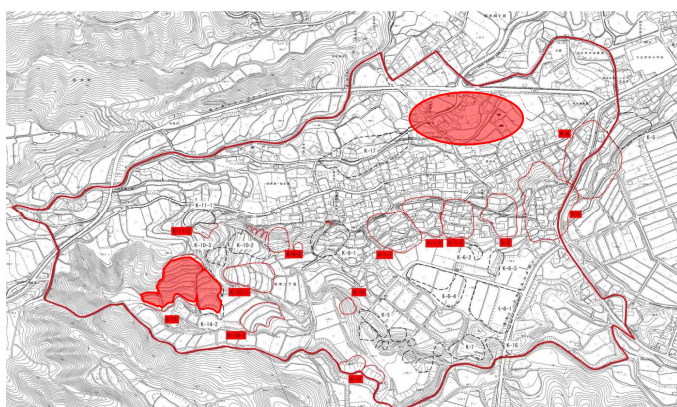
令和7年度に実施する業務内容



18

## 4. 管理のこれから

令和7年度に実施する業務内容



19

## 4. 管理のこれから

AIを利用した  
衛星データ解析



海外事例  
**1** **AIADS (Automation Image Anomaly Detection System)**  
~AIを用いた時系列衛星データによる異常箇所の検出~

Similarity (米国)

**■アピールポイント**  
時系列衛星データから、ユーザーが求める変化のみを迅速かつ的確に抽出するアプリケーションを開発しており、変化抽出を必要とする様々な分野に応用することができる。

**■サービスの概要**

AIADSは、Similarityが独自に開発したAIを使って、時系列衛星データから変化を自動抽出するプロダクトである。AIADSは、通常の変化(道路を移動する車や船主の季節変動など)を除外し、ユーザーが望む人工的な変化(建物や道路の建設、森林伐採など)や自然災害による変化(洪水、地滑り等)のみを抽出する。利用者は、自分が所有するサーバーにAIADSを導入するか、オープンデータプラットフォームに導入されたAIADSを使って衛星データの解析を行う。図は、衛星データプラットフォーム上でAIADSを動かす、アノマリーを自動検出した例である。

衛星データをビジネスに  
利用したグッドプラクティス事例集  
令和2年 内閣府 引用

20

## 4. 管理のこれから

衛星による  
ため池管理



ため池での衛星(光学・SAR)による実証実験

令和4年7月 福岡県  
UchuBiz 引用

21



ご清聴ありがとうございました

# 徳島県における県単独事業について

徳島県農林水産部農山漁村振興課  
久米 賢治



八重地の棚田(勝浦郡上勝町)

## 徳島県の概要

位置：四国の東側

県庁所在地：徳島市

人口：678,771人 (R7.4月推計)

面積：4,147.00km<sup>2</sup>

(出典：国土地理院ウェブサイト(R7.1))

- ・面積の約8割が山地
- ・一級河川「吉野川」、  
「那賀川」沿いの平野部を  
中心に農業が行われている。

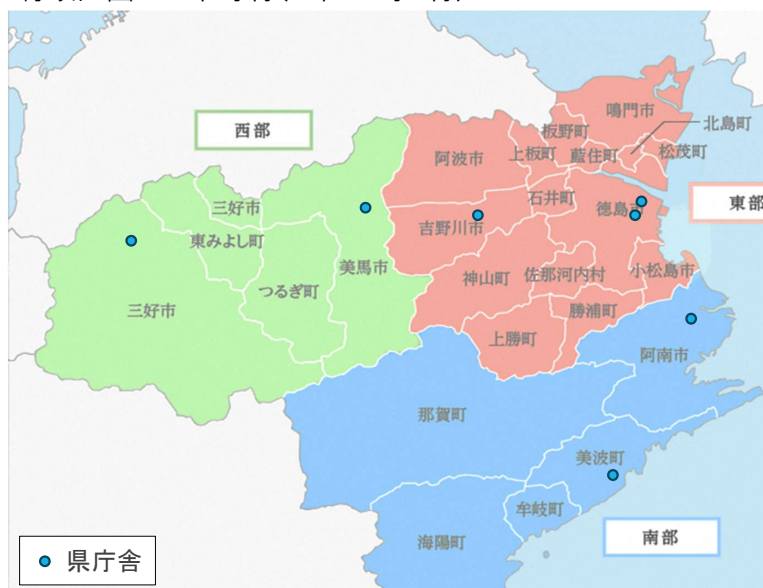


@ Google Earth



# 徳島県の概要

行政区画: 24市町村(8市15町1村)



## ◇ 東部エリア

- ・大鳴門橋を渡ってすぐの鳴門市や、県庁所在地である徳島市などがある。
- ・平野部では野菜作が盛ん

## ◇ 南部エリア

- ・太平洋に面しており、美しい海岸線が続く風景が魅力。
- ・平野：稲作、山間地：ゆず が盛ん

## ◇ 西部エリア

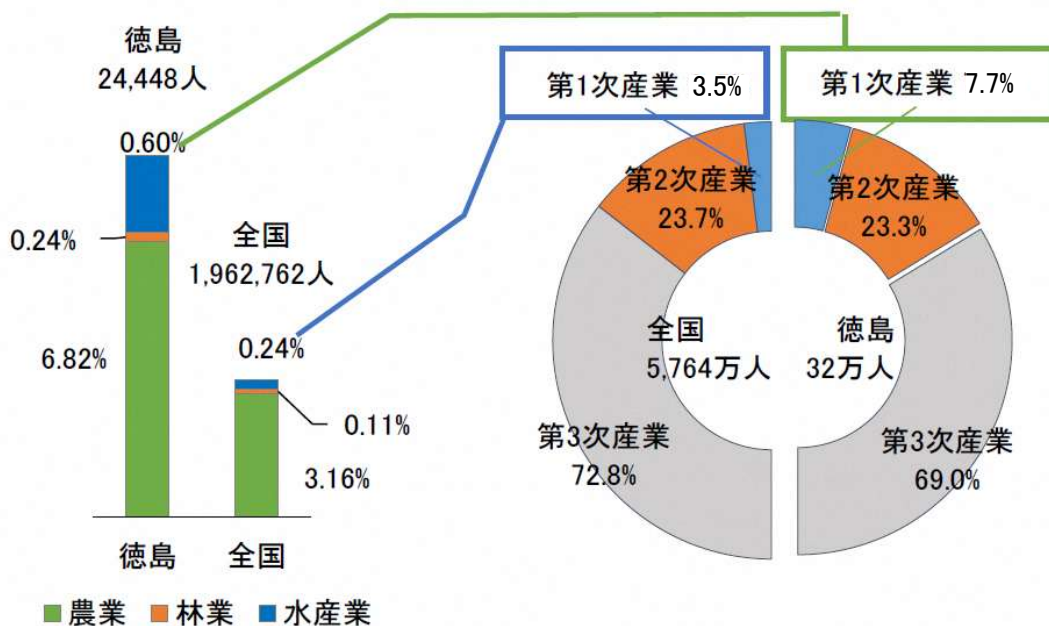
- ・スケールの大きな渓谷や山々が広がり、レジャースポットも豊富。
- ・世界農業遺産  
「にし阿波の傾斜地農耕システム」

圏域	推計人口		面積		耕地	
	(万人)		(km <sup>2</sup> )		(ha)	
東部	53.2	77%	1,242	30%	16,510	60%
南部	8.1	13%	1,499	36%	6,486	24%
西部	6.5	10%	1,406	34%	4,542	16%
	67.8		4,147		27,538	

2



# 就業者の産業別構成比率



注：割合は、分母から「分類不能の産業」を除いて計算している。

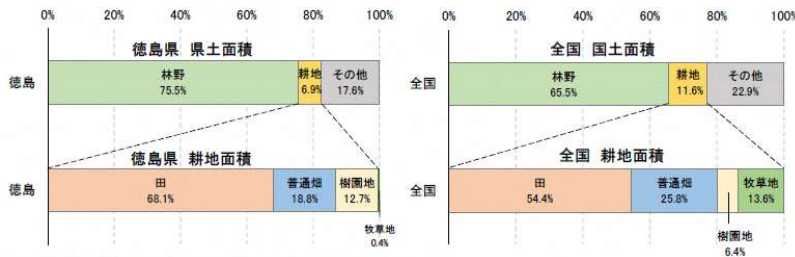
資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

**第1次産業の占める割合が、全国の2倍以上**

3

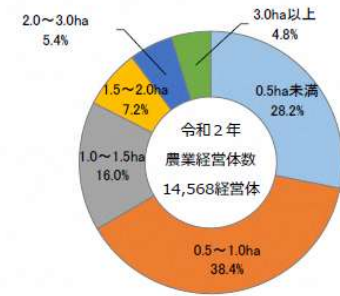


# 農地、経営の状況（全国との比較）



資料：面積は、国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積精算」  
林野面積は、農林水産省「2020年農林業センサス」  
耕地面積は、農林水産省「作物統計調査」(令2)

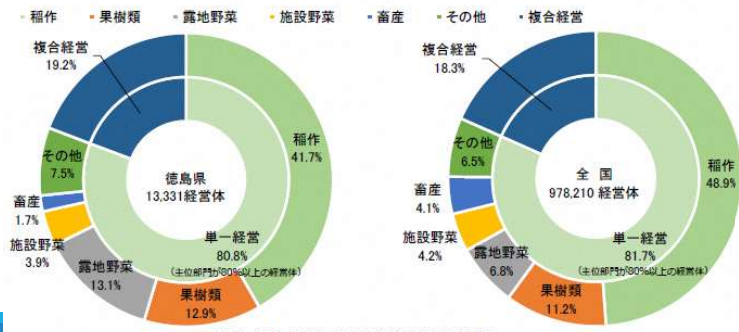
経営耕地面積規模別経営体数割合(令2)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

## ① 林野が多く、耕地が少ない

農業経営組織別経営体数割合(令2)  
—販売のあった経営体—



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

## ② 一戸あたりの経営耕地面積が小さい

(徳島:1.10ha 全国3.05ha)

## ③ 稲作よりも果樹、野菜の割合が多い



# 主要作物の状況

項目	年次	作付(栽培)面積 (ha)	収穫量 (t)	全国比較				
				シェア	順位	シェア	順位	
水	稲	R4	9,910	47,600	0.70%	40	0.65%	40
小	麦	〃	73	234	0.03%	39	0.02%	37
二	条大麦	〃	38	105	0.10%	19	0.05%	19
は	だか麦	〃	19	32	0.32%	19	0.19%	19
か	んしよ	R3	1,090	27,100	3.36%	5	4.03%	5
き	ゆうり	R3	63	6,900	0.63%	37	1.25%	23
ト	マト	〃	84	5,100	0.74%	38	0.70%	32
う	ちミニトマト	〃	26	1,300	0.97%	25	0.80%	25
な	す	〃	91	6,220	1.10%	32	2.09%	13
し	しとう	〃	10	124	3.41%	6	2.18%	7
え	だまめ	〃	245	1,210	1.91%	15	1.69%	12
は	くさい	〃	79	3,360	0.48%	31	0.37%	30
キ	ヤベツ	〃	144	6,640	0.42%	36	0.45%	32
ほ	うれんそう	〃	374	2,780	1.94%	16	1.32%	23
ブ	ロッコリー	〃	974	11,600	5.76%	6	6.76%	5
カ	リフラワー	〃	84	1,920	6.77%	6	8.89%	5
レ	タス	〃	277	5,900	1.39%	14	1.08%	14
ね	ぎ	〃	253	3,170	1.16%	29	0.72%	29
だ	いこん	R3	345	23,300	1.18%	26	1.86%	14
に	んじん	〃	937	49,900	5.54%	4	7.85%	3
れ	んこん	〃	520	4,850	13.07%	2	9.42%	3
ゆ	ず	R2	331	2,951	14.45%	2	12.06%	2
す	だち	〃	389	3,772	98.11%	1	98.08%	1
み	かん	R3	673	9,180	1.73%	15	1.23%	16
日	本なし	〃	204	4,360	1.91%	14	2.36%	13
う	め	〃	120	395	0.83%	21	0.38%	21

## 収穫量の全国シェア

- すだち **1位**
- ゆず **2位**
- にんじん **3位**
- れんこん **3位**
- かんしよ **5位**
- ブロッコリー **5位**
- カリフラワー **5位**

地形や気象条件を有効活用し、工夫を凝らした営農を展開



# 本県の総合計画

令和7(2025)年度版

## 徳島 新未来創生 総合計画 2024▶▶▶▶2028



新時代へ  
躍り出そう

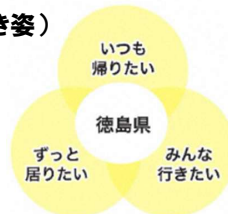
徳島県

## 徳島新未来創生総合計画 (令和6年3月策定)

### 基本理念

「未来に引き継げる徳島」の実現

ビジョン（本県が目指すべき姿）



ミッション（果たすべき使命）

#### 安心度UP

いかなる困難もしなやかに乗り越え、誰もが自分らしく輝き、安心して豊かに暮らし続けられるよう、本県の「安心度」を高めていきます。

#### 魅力度UP

人を惹きつける本県の強みを磨き、発信しながら、県民一人ひとりの誇りや愛着を高め、にぎわいと活力を創出するよう、本県の「魅力度」を高めていきます。

#### 透明度UP

様々な政策を展開していく土台として、持続可能な行政運営を実現し、公平・公正で開かれた行政を推進するなど、県政運営の「透明度」を高めていきます。

農業農村整備事業分野では・・・

- ・安心度UP(県土強靱化の推進)
- ・魅力度UP(攻めの農林水産業)

に向けて様々な施策を展開

6



# 本県の総合計画

## 令和7年度当初予算(案) 公共事業等の概要

生命・財産・暮らしを守り、地域の持続的な成長を実現する県土づくりを推進！

うちNN:77.6億円

一般公共・県単公共 426億円 国直轄負担金 79億円  
災害復旧 117億円 県単維持修繕 89億円

令和7年度予算(案):711億円

<2月補正先議予算(案)+R7当初予算(案)=総額732億円>

### 安心・安全を高める「守り」の強化

安心度UP

#### 高まる災害リスクに備える防災・減災対策

- 命を守り経済を支える高規格道路の「ミッシングリンク解消」や「機能強化」
- レジリエンスを高める「緊急輸送道路等の整備」  
R7年度供用予定！  
小松島南IC～阿南IC
- 橋梁耐震化、道路の無電柱化等の「耐災害性の強化」
- 誰もが安心できる通学路等の「交通安全対策」



- 地域との協働によるハード・ソフト一体となった「流域治水」
- 切迫する巨大地震に備える「地震・津波対策」
- 適切な機能を維持・発揮する「インフラメンテナンス」  
2月補正先議予算(案) 21億円を計上
- 地域により密着した維持修繕を行う「道路3か年リフレッシュ対策」
- 脆弱弱部を補強し安全性を高める「道路路肩緊急対策事業」
- 発災時の迅速な復旧に向け「災害復旧応急対策費」を当初予算計上



### 魅力を高める「攻め」の強化

魅力度UP

#### 地域産業の成長に“活かす”インフラ整備

- 企業の成長をサポートする「IC、アクセス道路、港湾等の整備」
- 食料自給力を強化する「農業基盤の整備」
- 森林資源の循環利用を推進する「林道等の整備」
- 持続可能な水産業を実現する「高度衛生荷さばき所の整備」



#### 観光・にぎわい創出に“使える”インフラ整備

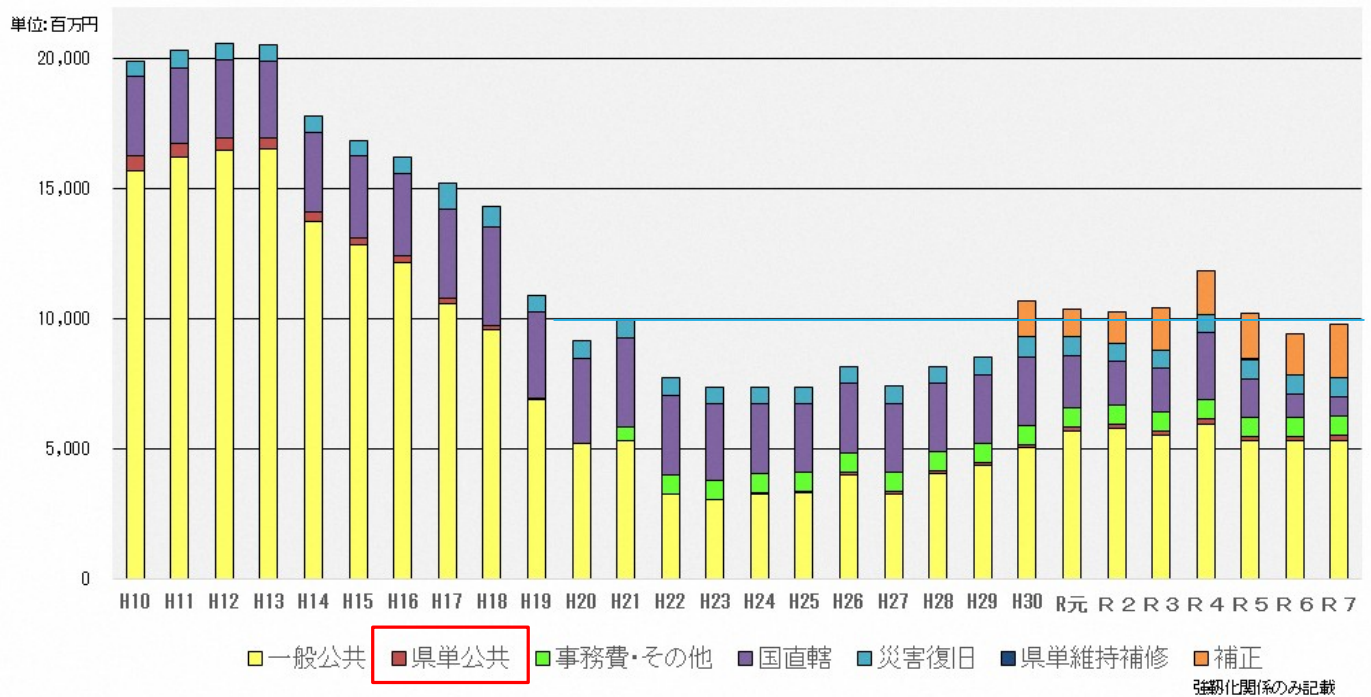
- オロナミンC球場「内野スタンド改築」
- 大鳴門橋「自転車道整備」
- 新居心地が良く歩きたくなる「ウォークアブルな空間づくり」  
(徳島駅周辺道路の回遊性向上、新町川川辺空間のにぎわい創出、万代中央・頭の緑地化実証実験)
- 新市町村と連携し、豊かな自然の「観光資源化」を支援(インフラ整備)



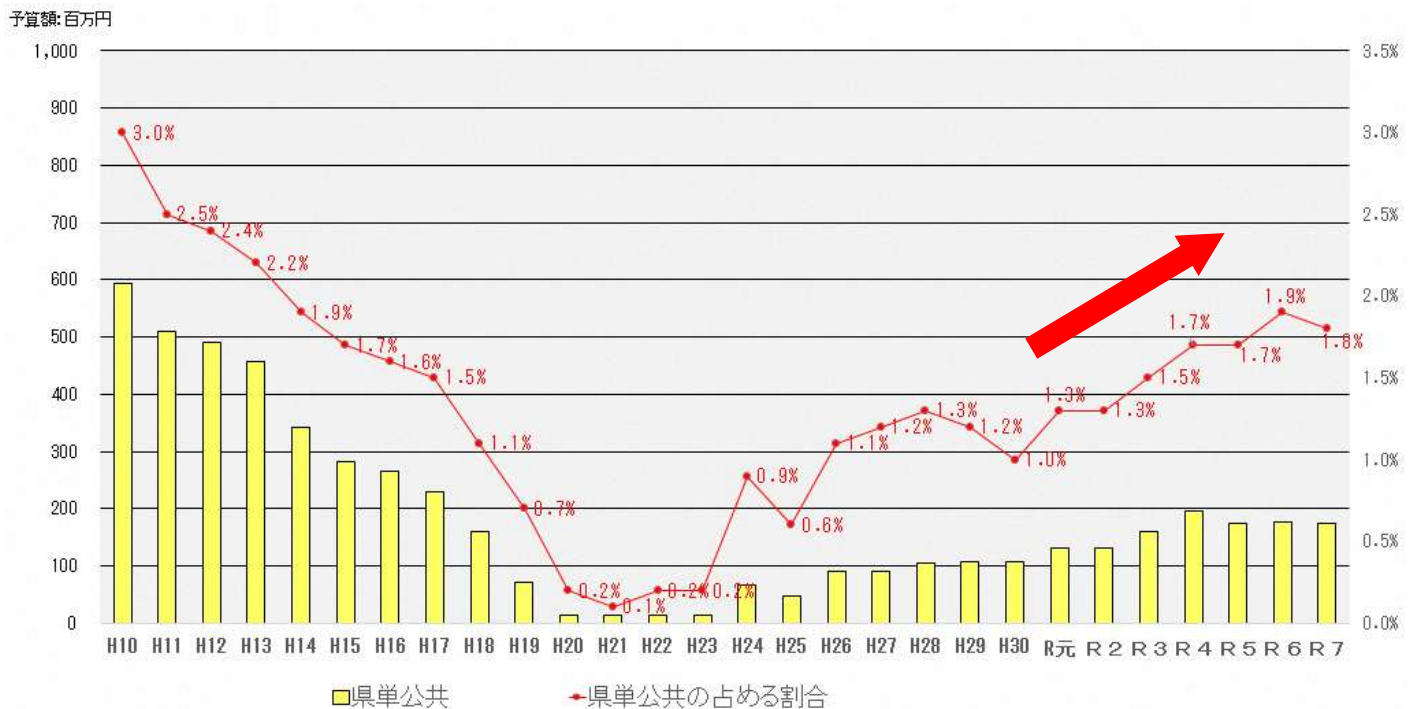
11



# 本県における農業農村整備事業予算の推移



# 県単独事業予算の推移



**県単独事業(公共)の要望が増大(R7は順番待ちの状況)**



# 県単独事業予算の内容

## 国補事業が活用できないものを対象

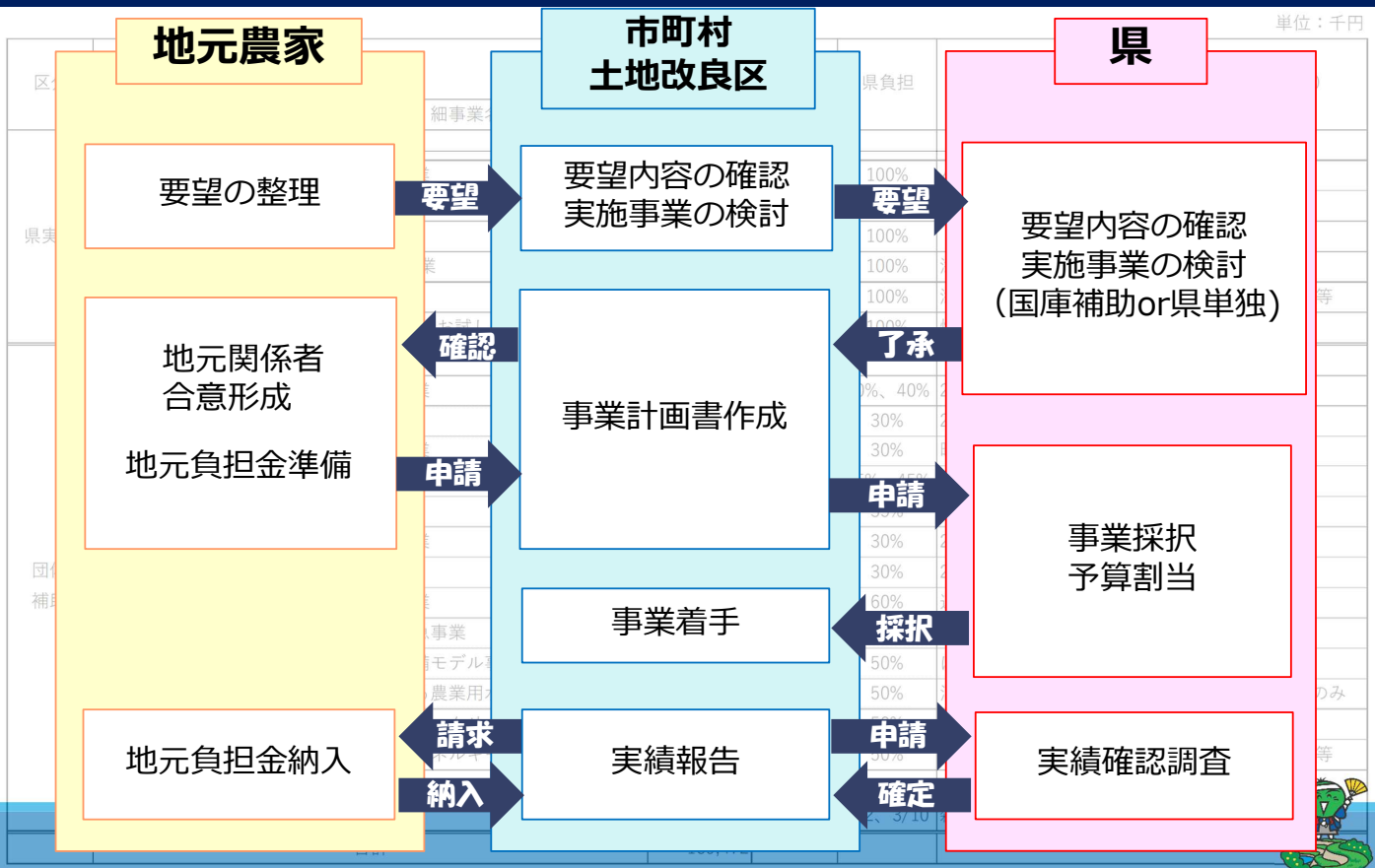
単位：千円

区分	事業名		R 6 予算 (最終)	事業 主体	県負担	要件 (国補事業が活用できないものに限る)		
	県事業名	細事業名						
県実施	県単土地改良事業 (県営)		44,453	県	100%	ハード対策、流域治水対策		
		適正管理推進事業	38,643					
		適正管理計画事業	5,810					
	農業版BCP現場力強化事業		800	県	100%			
	地すべり防止施設等自然災害対策推進事業		5,770	県	100%	海岸保全施設、地すべり施設		
	農地海岸保全施設等維持補修費		20,949	県	100%	海岸保全施設、水利施設、地すべり施設、農道等		
「とくしま『デジ活』農山漁村(むら)」お試しモデル設置事業		5,600	県	100%	情報通信環境整備			
団体 補助	県単土地改良事業 (補助)		87,500	市町村 改良区				
		かんがい排水事業	44,512				30%、40%	2ha、2戸以上
		ほ場整備事業	0				30%	2ha (山間部は1ha)、2戸以上
		土づくり対策事業	0				30%	暗渠、客土、土層改良等
		農道整備事業	6,524				35%、45%	2ha以上、L=80m、B=2.5m以上
		農道舗装事業	6,594				35%	2ha以上、L=80m以上
		畑地かんがい事業	0				30%	2ha以上
		維持補修事業	26,920				30%	2ha以上
		干害応急対策事業	0				60%	連続干天日数20日以上、100mm/30日未満
		災害防止対策緊急事業	2,250				50%	緊急性を要するもの
		野菜増産基盤整備モデル事業	0				50%	ほ場整備済、2戸以上
		水位低下に対する農業用水緊急対策事業	0				50%	河川の異常な水位低下、100ha以上 ※改良区のみ
		農業用ため池等しゅんせつ事業	700				50%	防災重点ため池、2ha以上、市町村が50%負担
	農業用施設自然エネルギー活用促進事業	0	50%	土地改良施設への電力供給、停電時の自立運転等				
とくしま農山漁村未来投資事業 (R 7~)		-	市町村 関係団体	1/2、3/10	雑草抑制対策			
	合計		159,472					



# 県単独事業の実施フロー図

単位：千円



# 県単独事業予算の内容

## 国補事業が活用できないものを対象

単位：千円

区分	事業名		R 6 予算 (最終)	事業 主体	県負担	要件（国補事業が活用できないものに限る）
	県事業名	細事業名				
県実施	県単土地改良事業 (県営)		44,453			
		適正管理推進事業	38,643	県	100%	ハード対策、流域治水対策
		適正管理計画事業	5,810		100%	ソフト対策
	農業版BCP現場力強化事業		800	県	100%	
	地すべり防止施設等自然災害対策推進事業		5,770	県	100%	海岸保全施設、地すべり施設
	農地海岸保全施設等維持補修費		20,949	県	100%	海岸保全施設、水利施設、地すべり施設、農道等
		「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置事業	5,600	県	100%	情報通信環境整備
団体 補助	県単土地改良事業 (補助)		87,500	市町村 改良区		
		かんがい排水事業	44,512		30%、40%	2ha、2戸以上
		ほ場整備事業	0		30%	2ha（山間部は1ha）、2戸以上
		土づくり対策事業	0		30%	暗渠、客土、土層改良等
		農道整備事業	6,524		35%、45%	2ha以上、L=80m、B=2.5m以上
		農道舗装事業	6,594		35%	2ha以上、L=80m以上
		畑地かんがい事業	0		30%	2ha以上
		維持補修事業	26,920		30%	2ha以上
		干害応急対策事業	0		60%	連続干天日数20日以上、100mm/30日未満
		災害防止対策緊急事業	2,250		50%	緊急性を要するもの
		野菜増産基盤整備モデル事業	0		50%	ほ場整備済、2戸以上
		水位低下に対する農業用水緊急対策事業	0		50%	河川の異常な水位低下、100ha以上 ※改良区のみ
		農業用ため池等しゅんせつ事業	700		50%	防災重点ため池、2ha以上、市町村が50%負担
	農業用施設自然エネルギー活用促進事業	0	50%	土地改良施設への電力供給、停電時の自立運転等		
		とくしま農山漁村未来投資事業（R7～）	-	市町村 関係団体	1/2、3/10	雑草抑制対策
		合計	159,472			



## 県単独事業（県営）の実施例①

### 県単土地改良事業（県営）流域治水対策

#### 農業用ため池等しゅんせつ事業

- 令和2年5月29日「吉野川水系治水協定」締結
- 「流域治水」の取り組みとして、出水期（7/1～10/10）における低水位管理による洪水調節容量の確保に取り組む
- 決壊時に人的被害が生じる恐れがあるため、防災上の観点から貯水量を確保する

#### 夏子ダム 概要（徳島県美馬市）

事業地区：県営かんがい排水事業 曾江谷地区  
 総事業費：4,807,234千円（夏子ダムのみ）  
 補助率：国50、県25、市25  
 工事工期：昭和57年度～平成7年度  
 施設所有者：徳島県  
 施設管理者：美馬市  
 有効貯水容量：800,000m<sup>3</sup>  
 受益面積：218 ha

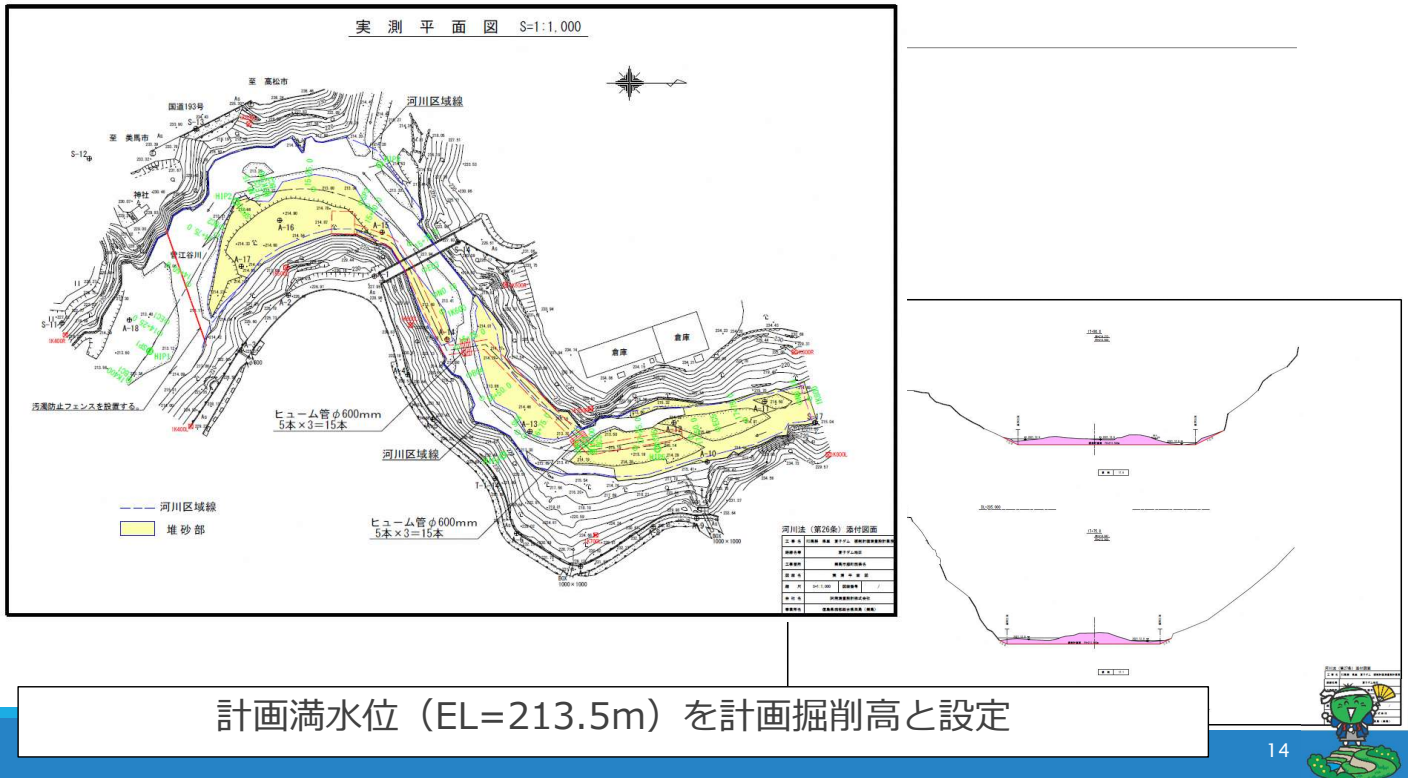
農業用ダムの底に堆積する泥土をしゅんせつすることにより、貯水量を確保し、下流域の氾濫被害リスクを低減



© Google Earth

## 県単独事業（県営）の実施例①

### 県単土地改良事業（県営）流域治水対策



14

## 県単独事業（県営）の実施例①

### 県単土地改良事業（県営）流域治水対策

農業用ため池等しゅんせつ事業

事業工期：令和3年度から令和6年度（R3実施設計、R4～工事）

事業量：土砂撤去量 3,420m<sup>3</sup>

総事業費：49,263千円（うち浚渫債48,000千円、一財1,263千円）

有利な財源である「緊急浚渫推進事業債」を活用  
※起債充当率 100%（交付税算入率 70%）



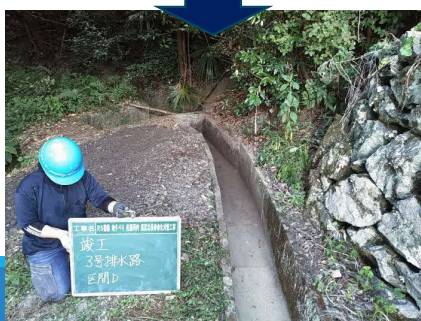
15

## 県単独事業（県営）の実施例②

### 防災対策（ハード対策：地すべり施設の長寿命化）

地すべり防止施設等自然災害対策推進事業

地すべり防止施設等を対象に、適切に維持管理するための維持補修工事を行う



16



## 県単独事業（県営）の実施例③

### 防災対策（ハード対策：農地海岸施設の防災対策）

農地海岸施設等維持補修費

・県が所管している農地海岸保全区域において、排水機能が低下し、今後の豪雨の際に浸水被害を生じさせる可能性がある施設について、緊急的に対策を実施。

有利な財源である「**緊急自然災害防止対策事業債**」を活用

※起債充当率 100%（交付税算入率 70%）



巻上機の更新



水路の整備

17



# 県単独事業（県営）の実施例④

## 防災対策（ソフト対策：農業版BCPの推進）

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画の概要

R 6. 8月策定

「能登半島地震の教訓」を踏まえた上で、体系的で分かりやすい計画とするため、既存の防災関連3計画※を統合し、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」を策定※2

※1. 防災関連3計画 ①徳島県県土強靱化地域計画 ②徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画 ③徳島県復興計画 ※2. 「国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」

「人命の保護」、「重要な機能の保持」、「被害の最小化」、「迅速な復旧・復興」、「事前復興」により、強靱化・レジリエンス双方の視点で防災対策を推進

令和6～10年度の5年間 ※令和6～7年度の2年間は重点取組期間とする <施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ見直し>

目標と重要業績指標 事前に備えるべき6つの目標と主な重要業績指標 ※指標はR5→(R7)→R10 凡例 ①強靱化 ②レジリエンス ③能登半島地震の教訓

1. 命の72時間への対応 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

緊急情報の伝達

- 徳島県公式LINEアカウントの登録者 3 → (10) → 20万人 ③
- 県防災ポータルサイト「安心とくしま」の刷新 ③

自助・共助の取組強化

- 自主防災組織の組織率 94.8 → (96) → 100% ③
- 防災士登録者 6,342 → (7,700) → 10,000人 ③
- 消防団への入団促進・団活動の啓発活動 ③

津波避難場所の整備

- 津波避難困難者数 1,304 → (494) → 0人 ③

建築物の倒壊等防止

- 老朽危険建築物等(空き家、危険ブロック等)の解消 ③
- 木造住宅の耐震化促進 ③

公共インフラの老朽化対策

- 老朽化対策の実施率 92 → (95) → 100% ③ (緑水橋樑、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、果実住宅)

海岸・河川堤防等の整備

- 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率 60 → (62) → 70% ③

水害対策

- 放置経解消に向けた取組 ③
- 中小河川の洪水浸水想定図作成 推進 → (400河川) ③

土砂災害対策

- 要配慮者利用施設等の保全箇所 340 → (346) → 361箇所 ③

2. 助かった命をつなぐ対策 救助・救急活動等の迅速な実施と、避難生活環境の確保により、助かる命を救う

自衛隊・警察・消防等の連携強化

- 訓練実施による関係機関等との連携強化 ③
- 災害医療の人材育成 ③
- DMATの体制整備 32 → (33) → 35チーム ③
- DPATの資質向上に向けた取組 ③
- 災害支援チームの登録者 70 → (90) → 120人 ③
- 「こどもメディカルラー」の開催 R6から毎年 ③
- 避難所の機能強化 ③
- QOL向上の資機材確保・国による主体的な配備 ③ (WTA BOX、トイレ等)
- 避難所となる県立学校体育館の空調設置 5 → (推進) → 44校 ③
- 避難所運営の円滑化 ③
- 住民主体の避難所運営訓練の実施 ③
- 救護物資等の供給・受援 ③
- 物流関係機関・団体との連携強化 ③

3. 社会インフラの早期復旧 通信、インフラ、燃料施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる

道路の早期啓開・強靱なネットワーク

- 「道路啓開計画」の実効性等を高める連携強化 ③
- 緊急輸送道路等の重点整備区間の改良率 25 → (31) → 47% ③

上・下水道施設の耐震化等

- 上・下水道施設の耐震化の推進 ③
- 断水発生時の備え ③
- 応急給水・応急復旧・受援体制の強化(防災井戸等) ③

4. 持続可能な地域経済 経済活動を機能不全に陥らせない

被災企業等に対する支援対策

- 被災時資金安定供給訓練参加機関 3 → (9) → 10団体 ③
- 工業用水道の耐震化 ③
- 老朽化対策・耐震化(第2次管路更新計画) → (20) → 100% ③

5. 復興を支える人材の育成

- 「復興まちづくりイメージトレーニング」による人材の育成 ③

大規模災害からの被害軽減、早期復旧を図るため、BCPの策定推進及び実効性の向上を図る

未来に引き継げる「災害に強いとくしま」を実現！

# 県単独事業（県営）の実施例④

## 防災対策（ソフト対策：農業版BCPの推進）

徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画の概要

R 6. 8月策定

「能登半島地震の教訓」を踏まえた上で、体系的で分かりやすい計画とするため、既存の防災関連3計画※を統合し、「徳島県県土強靱化・レジリエンス推進計画」を策定※2

※1. 防災関連3計画 ①徳島県県土強靱化地域計画 ②徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画 ③徳島県復興計画 ※2. 「国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」

「人命の保護」、「重要な機能の保持」、「被害の最小化」、「迅速な復旧・復興」、「事前復興」により、強靱化・レジリエンス双方の視点で防災対策を推進

令和6～10年度の5年間 ※令和6～7年度の2年間は重点取組期間とする <施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ見直し>

目標と重要業績指標 事前に備えるべき6つの目標と主な重要業績指標 ※指標はR5→(R7)→R10 凡例 ①強靱化 ②レジリエンス ③能登半島地震の教訓

1. 命の72時間への対応 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

緊急情報の伝達

- 徳島県公式LINEアカウントの登録者 3 → (10) → 20万人 ③
- 県防災ポータルサイト「安心とくしま」の刷新 ③

自助・共助の取組強化

- 自主防災組織の組織率 94.8 → (96) → 100% ③
- 防災士登録者 6,342 → (7,700) → 10,000人 ③
- 消防団への入団促進・団活動の啓発活動 ③

津波避難場所の整備

- 津波避難困難者数 1,304 → (494) → 0人 ③

建築物の倒壊等防止

- 老朽危険建築物等(空き家、危険ブロック等)の解消 ③
- 木造住宅の耐震化促進 ③

公共インフラの老朽化対策

- 老朽化対策の実施率 92 → (95) → 100% ③ (緑水橋樑、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、果実住宅)

海岸・河川堤防等の整備

- 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の着手率 60 → (62) → 70% ③

水害対策

- 放置経解消に向けた取組 ③
- 中小河川の洪水浸水想定図作成 推進 → (400河川) ③

土砂災害対策

- 要配慮者利用施設等の保全箇所 340 → (346) → 361箇所 ③

2. 助かった命をつなぐ対策 救助・救急活動等の迅速な実施と、避難生活環境の確保により、助かる命を救う

自衛隊・警察・消防等の連携強化

- 訓練実施による関係機関等との連携強化 ③
- 災害医療の人材育成 ③
- DMATの体制整備 32 → (33) → 35チーム ③
- DPATの資質向上に向けた取組 ③
- 災害支援チームの登録者 70 → (90) → 120人 ③
- 「こどもメディカルラー」の開催 R6から毎年 ③
- 避難所の機能強化 ③
- QOL向上の資機材確保・国による主体的な配備 ③ (WTA BOX、トイレ等)
- 避難所となる県立学校体育館の空調設置 5 → (推進) → 44校 ③
- 避難所運営の円滑化 ③
- 住民主体の避難所運営訓練の実施 ③
- 救護物資等の供給・受援 ③
- 物流関係機関・団体との連携強化 ③

3. 社会インフラの早期復旧 通信、インフラ、燃料施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめ、早期に復旧させる

道路の早期啓開・強靱なネットワーク

- 「道路啓開計画」の実効性等を高める連携強化 ③
- 緊急輸送道路等の重点整備区間の改良率 25 → (31) → 47% ③

上・下水道施設の耐震化等

- 上・下水道施設の耐震化の推進 ③
- 断水発生時の備え ③
- 応急給水・応急復旧・受援体制の強化(防災井戸等) ③

4. 持続可能な地域経済 経済活動を機能不全に陥らせない

被災企業等に対する支援対策

- 被災時資金安定供給訓練参加機関 3 → (9) → 10団体 ③
- 工業用水道の耐震化 ③
- 老朽化対策・耐震化(第2次管路更新計画) → (20) → 100% ③

5. 復興を支える人材の育成

- 「復興まちづくりイメージトレーニング」による人材の育成 ③

農業版BCP

- 被害状況の想定
- 非常時に優先する業務、事前準備
- 平時の訓練、研修の実施 等

土地改良区BCP

- 職員等の安否確認
- 緊急点検の実施方法、手段
- 関係機関への情報伝達 等

農業版BCPの策定

H25 農業版BCPを策定

H28 農業版BCP（直下型地震編）を策定

土地改良区BCPの策定推進

- 津波浸水エリア 11土地改良区
- 中央構造線エリア 12土地改良区

※基幹的水利施設を管理する土地改良区の策定状況は100%

未来に引き継げる「災害に強いとくしま」を実現！

## 県単独事業（県営）の実施例④

### 防災対策（ソフト対策：農業版BCPの推進）

農業版BCP現場力強化事業

農業版BCPの実効性向上を図るため、農業用ため池の緊急放流現地訓練を実施（R2～）

#### R6の取り組み

実施場所：三好市内

実施日：R6.11.20

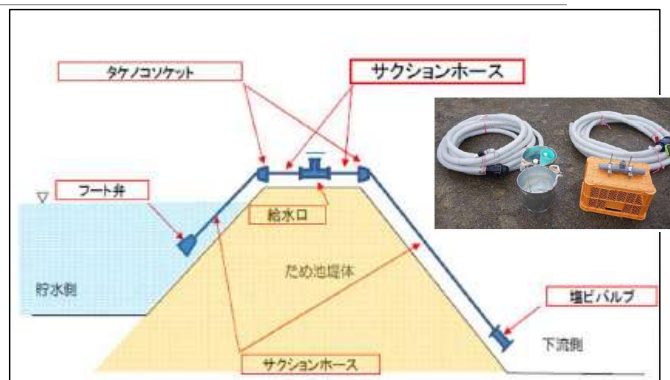
参加者：48名

#### R7の取り組み

実施場所：那賀町内

実施日：R7.5.27

参加者：33名



R7.5.28NHKにて放映



20



## 県単独事業（県営）の実施例⑤

### 農山漁村の振興（情報通信環境の整備）

「とくしま『デジ活』農山漁村（むら）」お試しモデル設置事業（R6～）

- ・人口の自然減・社会減及び高齢化の進行に伴い、農業継続性の確保が大きな課題。
- ・農業水利施設の管理の省力化、高度化を進める必要があるが、地元農家からは「情報通信環境整備（遠隔監視）のイメージが湧かない」、「具体的なハード整備（ほ場整備等）要望がない」との声があり、対策が進んでいない。
- ・そこで、県が情報通信環境整備の推進に向けた「モデル地区」を選定し、2カ年にかけて実証実験を実施。（1年目：ニーズの把握、機器設置 2年目：実証実験）
- ・モデル地区で得られた成果（課題）を基に、県内関係団体への普及啓発を行う。



地区での合意形成



監視カメラの設置



水位計の設置

21



# 県単独事業予算の内容

## 国補事業が活用できないものを対象

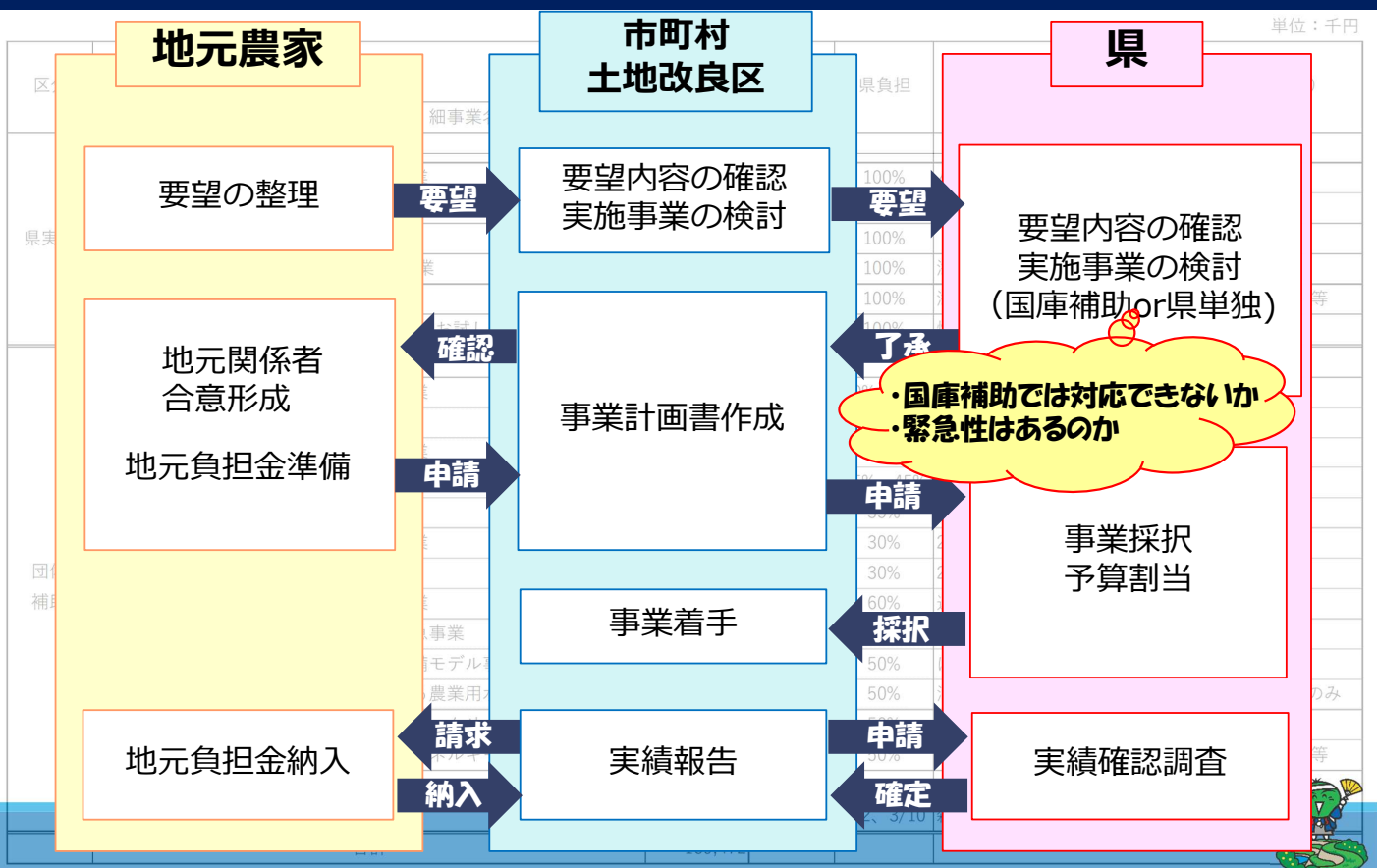
単位：千円

区分	事業名		R 6 予算 (最終)	事業 主体	県負担	要件 (国補事業が活用できないものに限る)
	県事業名	細事業名				
県実施	県単土地改良事業 (県営)		44,453	県	100%	ハード対策、流域治水対策
		適正管理推進事業	38,643			
		適正管理計画事業	5,810			
	農業版BCP現場力強化事業		800	県	100%	
	地すべり防止施設等自然災害対策推進事業		5,770	県	100%	海岸保全施設、地すべり施設
	農地海岸保全施設等維持補修費		20,949	県	100%	
		「とくしま『デジ活』農山漁村(むら)」お試しモデル設置事業	5,600	県	100%	
					<b>事業費ベースに換算</b>	<b>281,500千円</b>
団体 補助	県単土地改良事業 (補助)	かんがい排水事業	44,512	市町村 改良区	30%、40%	2ha、2戸以上
		ほ場整備事業	0		30%	2ha (山間部は1ha)、2戸以上
		土づくり対策事業	0		30%	暗渠、客土、土層改良等
		農道整備事業	6,524		35%、45%	2ha以上、L=80m、B=2.5m以上
		農道舗装事業	6,594		35%	2ha以上、L=80m以上
		畑地かんがい事業	0		30%	2ha以上
		維持補修事業	26,920		30%	2ha以上
		干害応急対策事業	0		60%	連続干天日数20日以上、100mm/30日未満
		災害防止対策緊急事業	2,250		50%	緊急性を要するもの
		野菜増産基盤整備モデル事業	0		50%	ほ場整備済、2戸以上
		水位低下に対する農業用水緊急対策事業	0		50%	河川の異常な水位低下、100ha以上 ※改良区のみ
		農業用ため池等しゅんせつ事業	700		50%	防災重点ため池、2ha以上、市町村が50%負担
	農業用施設自然エネルギー活用促進事業	0	50%	土地改良施設への電力供給、停電時の自立運転等		
		とくしま農山漁村未来投資事業 (R 7~)	-	市町村 関係団体	1/2、3/10	雑草抑制対策
合計			159,472		← 県予算ベース	



# 県単独事業の実施フロー図

単位：千円



## 県単独事業（補助）の実施例①

### 県単独土地改良事業（補助）かんがい排水事業

農業用施設の新設、廃止又は変更

採択基準：受益面積の1団地がおおむね2ha以上で、末端の支配面積がおおむね30a以上、2戸以上であること。

補助率：機械揚水工事 40%以内、機械揚水以外 30%以内



24



## 県単独事業の実施例②

### 県単独土地改良事業（補助）農道舗装事業

農道の舗装を行うもの

採択基準：受益面積の1団地がおおむね2ha以上で、その延長が80m以上であること。

補助率：35%以内



25



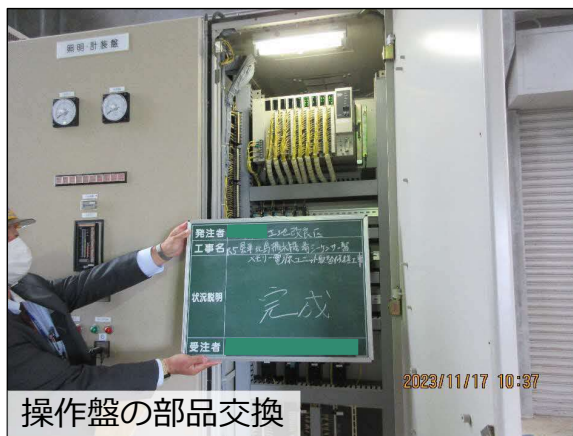
## 県単独事業の実施例③

### 県単独土地改良事業（補助）維持補修事業

土地改良施設について、緊急に必要な補強補修工事又は維持工事

採択基準：対象施設は土地改良施設で受益面積がおおむね2ha以上であること。

補助率：30%以内



26



## 県単独事業の実施例④

### 県単独土地改良事業（補助）災害防止対策緊急事業

大規模災害に伴い、農地及び農業用施設やその周辺の溪流等に堆積、滞留した土砂、流木、塵埃、異物などの緊急撤去工事を行うもの

採択基準：・人家や公共施設に被害を及ぼす恐れがあるもので二次災害の防止に資するもの  
・災害復旧事業等、国の補助事業の対象外であること。

補助率：50%以内



27



## 県単独事業の実施例⑤

### 県単独土地改良事業（補助） 農業用ため池しゅんせつ事業

農業用ため池の底に堆積する泥土のしゅんせつを行うもの

採択基準：(1) 対象となる農業用ため池は、防災重点ため池であること。

(2) 管理者が市町村または土地改良区であること。

(3) 事業主体が市町村または土地改良区であること。

(4) 市町村が事業費のうち50%を負担すること。対象施設は土地改良施設で受益面積がおおむね2ha以上であること。

補助率：50%以内（「緊急浚渫推進事業債」を活用）

※R7からは、農業用排水路のしゅんせつについても補助対象とする



28



## 県単独事業の実施例⑥

### 今年度からの新たな取り組み

とくしま農山漁村未来投資事業（農業支援担当所管事業へ編入）

・農地集積・担い手の集約推進や過疎化・高齢化の進行に伴い、土地改良施設の維持管理を担う農業者が減少（特に農道や水路法面の草刈りの人材画確保が困難。）

・「雑草抑制対策」に対して支援を行う（シート、植生、モルタル等）

⇒作業労力が「楽」かつコストが「楽」になる農業生産体系を確立し、人口減少社会下における持続的で競争力のある「攻めの農業」の実現を図る。



#### 【事業内容】

・防草シート施工：補助率1/2以内、上限500千円

・モルタル施工：補助率3/10以内、上限10,000千円



## まとめ

- ・ 農業水利施設の多くは戦後から高度経済成長期に整備  
→造成後長い年月を経過していることから、  
小規模な故障、不具合の発生割合が増加。
- ・ 農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、頻発化する自然災害  
への対応など、農業を取り巻く環境が大きく変化  
→農業の維持・成長産業化に向けて、よりきめ細やかな  
対応が求められている。

地域の特性に応じた柔軟な対応が可能な「県単独事業」  
について、今後も、「国庫補助事業」との両輪で推進して  
参りたい。

30



ご清聴ありがとうございました



新時代へ躍り出そう

TOKUSHIMA

31



# 迅速な基盤整備に向けた取組について

令和7年6月30日

熊本県

農林水産部農村振興局農地整備課

大森直樹

## もくじ

熊本県農業の概要
半導体関連企業の進出
農地情報の収集・整理・マッチング
農地に関する意向調査
農地に関する広域調査
迅速な基盤整備に向けた取組
農業者自らが行う整備の促進
推進体制の整備
今後の展望
さいごに

## 熊本県農業の概要

- 熊本県は平坦地から高冷地まで恵まれた立地条件を活かして、「水稻」やトマト、スイカ等の「野菜」、みかん等の「果樹」、肉用牛等の「畜産」、いぐさ等の「工芸作物」、カスミノウ等の「花き」と多彩な農業を展開。
- 農業産出額は全国第5位、生産農業所得は全国第2位（2023年）と全国的にも上位を占める品目が多数。

### 熊本農業関連データ

トマト  
(生産量全国1位)

すいか  
(生産量全国1位)

不知火類（デコボン）  
(生産量全国1位)

3

## 半導体関連企業の進出

- 令和3年11月、半導体企業世界最大手のTSMC（台湾）は、半導体製造子会社JASMを設立し、日本初の工場を熊本県菊陽町に建設することを発表。
- JASMに加え関連する企業の進出も進み、工業用地の確保のために農地転用がなされるなど農業への影響が顕在化。

### 半導体関連企業の主な設備投資計画・立地協定

TSMC進出決定後・令和7年3月時点

#### 農地転用許可件数・面積

	R3年度 (10~3月)		R4年度		R5年度		R6年度 (4~12月)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
菊池地域	130	19.6	268	52.1	303	92.4	205	75.4

菊池地域：菊池市、合志市、菊陽町、大津町

転用件数、面積には、住宅、駐車場、資材置き場等TSMC関連（工場、倉庫、事務所等）以外のものも含まれる。

#### 【Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社（JASM）】

JASMは、TSMCが過半数を出資し熊本県に設立した子会社。

TSMCにとって日本初となる工場で、半導体に対する世界的に旺盛な需要に対応することを目的に、JASM両工場合計の月間生産能力は100,000枚（300mmウェーハ換算）以上となる見込みで、自動車、産業、民生、ハイパフォーマンス・コンピューティング（HPC）用途向けに40nm、22/28nm、12/16nm、6/7nmプロセス技術による製造を担う予定。

4

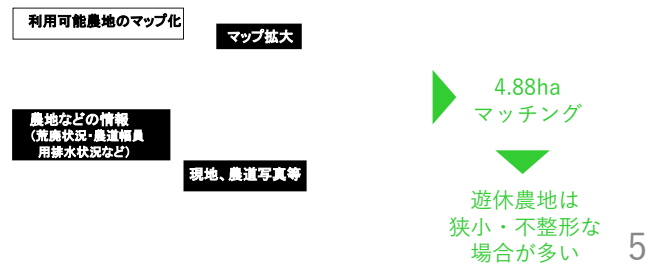
## 農地情報の収集・整理・マッチング

- 熊本県では、県内の農地や水利施設等の農地情報等をマッピングし、様々な農業の施策立案等に寄与するGISシステムを平成24年から運用。
- JASMが進出する菊池地域やその周辺地域の農地の利用状況を把握する必要があり、GISを活用し農地情報を見える化し、貸出の可能性のある農地のピックアップを実施。

### くまもと水土里GISのイメージ

### GISを活用した農地情報収集整理事業

### GISを活用した利用可能な農地の見える化



## 農地情報の収集・整理・マッチング

- 貸出の可能性のある遊休農地は不整形かつ小規模分散しており、マッチングを進めるには区画の拡大等条件整備が必要であることから、単県事業により簡易な整備を実施しマッチングを促進。
- くまもと水土里GISでは、毎年、農地台帳・水田台帳、農振農用地や耕作放棄地、多面、土地改良施設情報などを掲載し、農業分野の情報を一元化しており、今後、オンラインで関係機関を接続することで情報共有が可能に。

### 簡易な整備によるマッチングの促進

- 代替農地の整備については、単県代替農地緊急基盤整備事業（R5.9補正、R5.12補正）により林地化した農地の整備や進入路等の簡易な整備を実施。

- 1 事業名 : 単県代替農地緊急基盤整備事業
- 2 予算額 : 73百万円 (県10/10)  
(R5.9補正30百万円 + R5.12補正43百万円)
- 3 事業主体 : 県
- 4 事業内容 : 立木伐採、簡易整地、石礫除去 (A=3.25ha)
- 5 事業期間 : 令和5年度～令和6年度  

R6.1～R6.2	測量・設計
R6.3～R6.8	工事



令和6年度までに3.25haの農地整備を実施  
飼料用トウモロコシを作付け

### GISを活用した農地情報等の収集・整理・マッチング

- 1 農地のマッチング支援  
 企業進出による農地減少に伴い、**農地の賃借及び売買のマッチングが急務**。市町村や農業委員会が行うマッチングの支援として、下図のような手法を周知し、マッチングの更なる深化を図る。
 

①地域計画地区 色分け	②耕作者の年齢で グラデーション 色分け	③農振地域(紫)+ 地域計画(黄色) 高齢耕作地(青)+ 基盤整備済区域(緑) →守るべき農地の 優先順位を検討	④③+10年後離農 (ピンク) +耕作放棄地(赤) →農地の集約化
----------------	----------------------------	---	--
- 2 地域計画・目標地図の課題の見える化・分析  
 地域計画等の様々なデータを重ね空間解析等を行うことにより、**地域が抱える課題が見える化され、担い手がいない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りに**することで、10年後を見据えた地域農業の対策に資する。

### 様々なデータを重ねることで、地域の現状や課題を見える化

#### 【課題の見える化に関連するくまもと水土里GISのデータ】

- ・地域計画
- ・農地情報
- ・水田台帳 (地域農業再生協議会)
- ・遊休農地情報
- ・農作業サービス事業者の位置図
- ・担い手の有無、将来の売買や賃借の希望等
- ・農振農用地、担い手、法人、所有者、耕作者の年齢等
- ・作付け状況等
- ・基盤整備済み区域
- ・地域営農法人
- ・アンケート調査結果

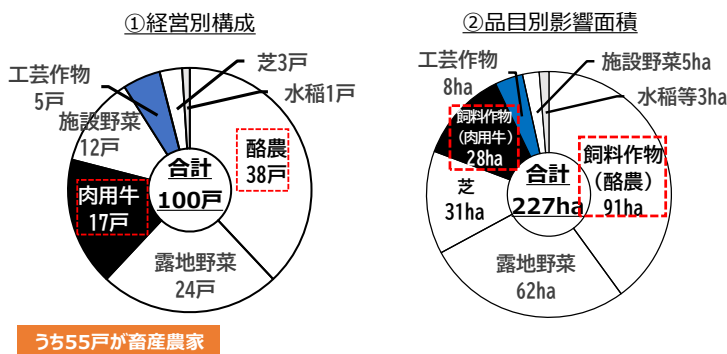
# 農地に関する意向調査

- 企業進出による営農への影響や影響を受けた菊池地域の農業者の農地に関する意向を聞き取り調査。その結果、農地買収等の影響面積は227haに及び、品目別には、飼料作物(酪農+肉用牛)、露地野菜、芝で約9割を占める。
- そのうち、代替農地を必要とするのは42戸122ha、基盤整備をして条件の良い農地を確保したい農業者のうち、費用負担を伴っても確保したい者は7者、17ha。一方、16者、63haでは基盤整備を実施したいが費用負担がネック。

## 菊池地域における営農影響調査

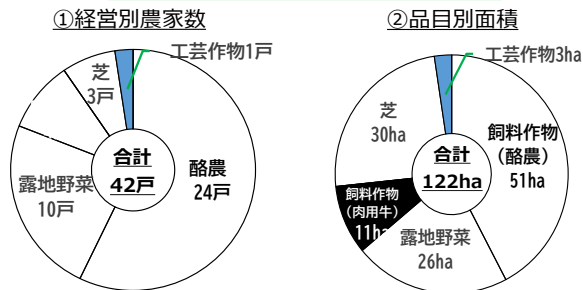
手 法：菊池市、合志市、大津町、菊陽町の農業者宅等への直接訪問による現地聞き取り調査  
 実 施 者：県農林水産部1名+県北広域本部1名+市町・JA【県農林水産部】農地・担い手支援課、畜産課、農村計画課、農地整備課、技術管理課  
 【県北広域本部】農業普及・振興課、農地整備課  
 【関係機関】各市町・JA・熊本酪農組合・畜産農協  
 期 間：5月30日～7月19日(のうち22日間)

## 影響を受けている農業者の状況

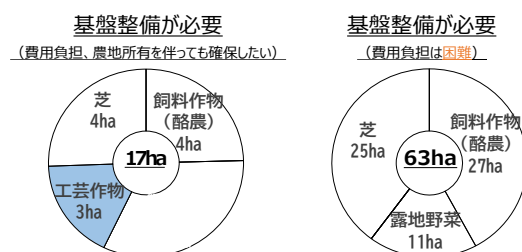


## 代替農地に関する意向

### 代替農地が必要と回答(42戸、122ha)



### 代替農地が必要と回答(42戸、122ha)



# 農地に関する意向調査

- 農業者からは、急激に農地を失う(災害のようなもの)に対して、何らかの対策(農振維持・工事開発計画の見える化、耕作放棄地解消支援拡充等マッチング強化、機械等導入支援、農地整備に係る農家負担軽減)を求める声が聞かれた。

## I 農地に関して

### 1 農業振興地域の恒久的な維持

- ①将来に亘って営農展望を描けるよう、農業ができる地域を明確化し、今後も優良農地を維持して欲しい。
- ②代替農地を探す場合であっても、近隣は開発工事計画等の話を聞くため、どこに農地を確保して良いのか判断がつかず困っている。

### 2 代替農地マッチングの促進

- ①担い手同士で農地の取り合いとなっている。行政が、積極的なマッチングの仕組みを整えて欲しい。
- ②耕作放棄地は条件が悪く(小面積、未相続農地、日当たりが悪い等)、作付再開には費用も時間も要するため、更なる支援が必要。

### 3 開発工事計画の早期情報提供

- ①いつ頃から農地を使えなくなるか、早く情報が欲しい。地権者だけでなく、耕作者にも情報を提供して欲しい。
- ②道路整備や工事等の具体的な計画など、明確な情報が知りたい。

## II 生産性向上、経営強化のための支援

### 1 農地集約化・利用調整

- ①農地造成するような土地もないため、大区画化や集約化による生産効率を上げる必要がある。
- ②新たな道路整備により営農が分断されるため、農地の集約化に向けた合意形成の取組みが必要。

### 2 機械等導入支援

- ①今後やや離れた農地で作業することになった場合、走行性の高いトラクターや大型堆肥運搬車の導入等に対する支援が必要。併せて、農業倉庫等の移設費に対する支援が必要。
- ②やる気のある担い手を対象とした、機械・施設導入補助を特別に講じて欲しい。

### 3 その他

- ①農地減少の影響で経営は苦しさが増すばかり。飼料高騰対策等を継続的に講じて欲しい。
- ②農地の取り合いにより、賃借料の値上がりに対する不安。高い借地料を支払うことは経営面から判断すると難しい。

## III 道路・渋滞等に関して

### 1 渋滞対策・農道利用

- ①通勤の抜け道に農道が使われ、渋滞も重なり、畑に出られない。また、スピードも速いため、危険性を感じる。
- ②朝・夕は幹線道路を横切るのに5～20分も待つ時がある。生活・営農に支障がある。

### 2 道路整備に伴う影響

- ①農地や畜舎の近くに中九州横断道路が通るため、騒音や、日当たり・風通しの悪化といった影響が出ることを懸念。
- ②高速道路が農地を斜めに通り、残地は不整形、小面積で残るため、農業に使えない。耕作できなくなった農地で雑草や害虫が増え対策が必要。

## IV 地下水関係について

### 1 地下水の量と質の維持

- ①地下水位が低下し、ポンプ取水が出来なくなるのではと、非常に心配している。
- ②地下水枯渇等に対しては周囲からの心配も多く、企業は地元を対象とした工場見学等を実施して欲しい。

## V その他

### 1 宅地開発等に伴う影響

- ①畜舎周辺で宅地化がされるためにおい音、堆肥を道路にこぼすこと等に対する苦情が心配。におい対策が必要。苦情が増えれば、廃業せざるを得ない。
- ②地域外との、飼料・堆肥還元連携や、共同的な堆肥の収集処理といった仕組みの検討が必要。
- ③営農地周辺が宅地開発されており、農薬散布や作業に伴う粉塵への苦情が出れば、事務所・機械倉庫等の移転も検討せざるを得ない。支援して欲しい。

### 2 その他

- 企業の動き、開発の動きが急激なスピードで進むため、将来の経営を考えられないことが非常に辛い。
- 農業者の影響について話をきいてもらうのはありがたい。国・県は何も支援してくれていない。何らかの対策を講じて欲しい。
- 農業者にとって、農地が急激に減ることは災害のようなもの。現状の復帰できるような支援の対応があっても良い。
- 労働力の時給単価が上昇しており、農業分野では企業には勝てないため、雇用に難しくなっている。

## 農地に関する広域調査

- 42戸、122haの農業者が代替農地が必要とする中、菊池地域内の遊休農地等ではまとまった面積がなく、代替農地のニーズに応えることが難しい状況。
- 菊池地域から周辺市町まで広域に農地調査を実施するとともに、農地に隣接した林地も含め代替農地となりうる土地の調査を実施。

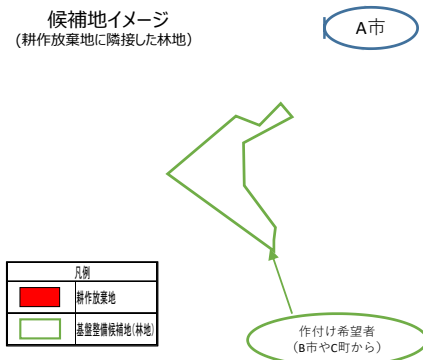
### 広域的な代替農地候補地調査

- 1 事業名 : 代替農地基盤整備候補地調査事業
- 2 予算額 : 12百万円 (県10/10)
- 3 事業主体 : 県
- 4 事業内容 :
  - (1)くまもと水土里GISにおいて候補地の絞り込み
  - (2)土地の権利関係、森林や文化財等の許認可関係の調査
  - (3)現地調査～現況平面図作成
  - (4)候補地とりまとめ～くまもと水土里GISへの取り込み
- 5 事業期間 : 令和7年度

### 菊池地域における開発の状況

- J A S Mの進出を契機とした企業集積に伴う土地の確保に加え、新たな交通需要に対応するため、将来の基幹となる道路ネットワークの整備構想があり、既存道路の多車線化やインターチェンジアクセス道路等を優先し整備が進められている。

候補地イメージ  
(耕作放棄地に隣接した林地)



様々な要因による農地の減少

9

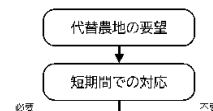
## 迅速な基盤整備に向けた取組

- 代替農地の確保に向けて、すぐに農地利用可能な遊休農地等を候補地として調整してきたが、遊休農地は狭小不整形かつ分散しており、大型機械を有する農家が利用するには基盤整備により条件整備が必要。
- また、農地の賃借契約の解除は、農業者の生活に直結することから、農地の確保を短期間で行う必要。通常の基盤整備では、地区の立ち上げから完了まで10年近くを要するため、3年以内に整備することを目標とした手法を検討し『「代替農地基盤整備」の手引き』としてとりまとめ。

### 迅速な基盤整備に向けた検討調査

- 1 事業名 : 単県調査計画費
- 2 予算額 : 10百万円 (県10/10)
- 3 事業主体 : 県
- 4 事業内容 : 農地造成の手法検討
  - (1)換地を伴わない林地を含めた農地基盤整備の検討
  - (2)整備水準 (傾斜地の勾配等) の検討
  - (3)制度上の課題整理(地目の変更を伴う農地整備)
  - (4)代替農地基盤整備の手引きの作成
- 5 事業期間 : 令和6年度

### 手引きの対象範囲



### 手引きにおける想定スケジュール

### 手引きの構成

10

# 迅速な基盤整備に向けた取組

- 手引きは、市町村の実務担当者が短期間で整備を実施し農地を確保するため、事業化に向けた基本的な事項と活用可能な補助事業、補助事業の申請方法を体系的に整理。
- また、多くのまとまった農地を必要とするため、遊休農地に隣接する山林や雑種地等も対象とする考え方で整理。

## 事業区域選定のイメージ

## 関係機関と調整内容

必須	地域計画(市町村)	農業経営基盤強化促進法	居振農用地外の農地の場合、地域計画の策定動向に留意して行っていない場合があり、協議が必要です。	市町村担当課
必須	農地中間管理機構との連携	農業経営基盤強化促進法	地域計画に基づき、所有者不明農地、耕作放棄地も含め所有権者から担い手へ貸し付けを行う必要がある。	熊本県農業公社
必須	法定外公共物協議	各自治体条例	区域内の法定外公共物(水路、道路)における整備内容や取付協議を行います。	市町村担当課
必須	土地汚染対策協議(土地の形質の変更)	土壌汚染対策法	整備により一定規模(3,000㎡以上)の土地の形質の変更を行う場合に届け出を行います。	熊本県土壌汚染対策所
高	電柱移転協議	電気事業法他	区域内の電柱について、管理者へ移転願書を送ります。	九州電力 電力
高	埋蔵文化財調査	文化財保護法	区域内に埋蔵文化財包蔵地がある場合、発掘調査や本調査の協議を行います。	市町村文化財担当課
中	林地所産の灌漑調整(保安林以外)	森林法 林地所産許可制	区域内で、1haを超える林地開墾を必要とする場合は、灌漑調整が必要です。1ha未満の場合は、市町村に伐採届の届出が必要となります。	各地域振興局 林務課 市町村担当課
低	砂防指定地区内の行為の許可協議	砂防法 熊本県砂防指定地管理条例	区域内に砂防指定地が存在し、指定地区内での整備を行う場合には協議を行います。協議に時間を要するため、可能な限り区域から除外しましょう。	各地域振興局 土木部維持管理課
低	自然環境保全区域内の整備協議	自然環境保護法 熊本県自然環境保護条例	自然環境保全区域内の整備の際に必要です。協議に時間を要するため、可能な限り区域から除外しましょう。	各地域振興局 林務課
-	環境影響評価(環境アセスメント)	環境影響評価法 条例や市町村独自の制度	対象に該当する場合は、環境調査や環境配慮等が必要となります。条例や市町村独自の制度についても確認してください。	市町村担当課
-	林地所産協議(保安林)	森林法 保安林制度	保安林の取用を行う際に必要です。原則許可は認められません。	各地域振興局 林務課
-	地すべり防止区域内行為の許可協議	地すべり防止法	地すべり防止区域内での行為の際に必要ですが、原則許可されません。	各地域振興局 土木部維持管理課
-	自然公園許可協議	自然公園法	国立、県立自然公園内での行為の際に必要ですが、一般的に許可は認められません。	環境省 各地域振興局 林務課
-	盛り土規制法の許可又は届出	盛り土規制法	盛り土規制法の対象となる場合、許可又は届出が必要です。土地改良事業に準じることで許可又は届出不要です。 <sup>5)</sup>	各地域振興局 農地整備課

5) 盛り土規制法の許可又は届出が不要となる「土地改良事業」(作業標準法)は、盛り土規制法の対象外である。また、「土地改良事業」(作業標準法)等の技術基準に基づき、許可に該当し、許可が行われることが多く、また、盛り土の許可を得る、許可料、土地改良法等に関する規制・取組等についても確認することが必要です。

# 農業者自らが行う整備の促進

- 企業進出のスピードに対応し農地を確保するためには、行政主導のマッチングのみならず、農業者間で行う農地の確保も促進する必要がある。
- 自らが行う代替農地の整備について、菊池市、大津町の酪農家に聞き取ったところ、進入路の拡幅や畔倒し等109箇所の要望が挙げられた。

## 自主施工による代替農地の整備要望

R7.4 JA菊池酪農部会調べ

市町村	氏名	整備希望箇所数	整備希望内容
大津町		21	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
大津町		3	畔倒し
大津町		6	出入口の拡張、出入口の地盤強化、畑までの道の拡張
大津町		6	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装
大津町		1	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
大津町		9	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
大津町		2	出入口のコンクリート舗装、側面のコンクリート
大津町		3	出入口の拡張
大津町計		71	
菊池市	桐原 利文	5	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
菊池市	松岡 浩幸	6	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
菊池市	アドバンス	31	出入口の拡張、道の整備、畑内の石の粉砕
菊池市	アドバンス	1	畔倒し
菊池市	芹川 恵介	6	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
菊池市	水上牧場	3	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
菊池市	ウッドランド	5	出入口の拡張、出入口のコンクリート舗装、出入口の地盤強化
菊池市	ウッドランド	1	畔倒し
菊池市計		6	58
合計	13名	109箇所	
うち、進入路	13名	104箇所	
うち、畔倒し	3名	5箇所	

## 更なる要望調査を実施

### 1. 要望量調査

- (1) 調査主体：市町
- (2) 調査時期：R7.7～R7.12  
※一部R7.3～R7.4
- (3) 調査内容：①必要となる畔畔除去の総量  
②必要となる進入路拡幅の総量



## 農業者自らが行う整備の促進

- 自らが行う代替農地の整備について、民間事業者（農業法人等）が活用可能な国や自治体の支援内容を取りまとめ関係者へ周知。
- 国の定額・定率補助や県の定率補助等既存事業を最大限活用することにより民民での農地確保を後押し。

### 活用可能な事業のPR

畦畔の除去による区画拡大

**【国庫補助】 農地耕作条件改善事業**

1. 主な実施要件

- ・農振農用地のうち地域計画の策定区域
- ・農業者2者以上、事業費200万円以上
- ・農地中間管理機構との連携

2. 事業主体  
市町村、農業法人等

3. 負担割合

(1) 主な定額補助

① 畦畔撤去	3.5万円【3.5万円】/100m
② 作業道整備	11.5万円【8.0万円】/10m

※【 】は施工の全部を農業者施工により実施する場合

(2) 定率補助の場合 単位：%

	国	県	市町村	農家
市町村営	50	14	21	15
土地改良区等営	50	14	13	23

大型営農機械に対応した進入路の拡幅

**【単県】 農業農村整備推進交付金**

1. 主な実施要件

- ・農振農用地
- ・受益面積 1ha以上(中山間地域 0.5ha以上)
- ・左記補助事業の対象とならないもの

2. 事業主体  
市町村等

3. 交付割合

- ・一般地域：40%
- ・中山間地域：50%
- ・特認事業：50%

※市町村は交付対象事業を実施しようとする時は、農業農村整備推進計画を策定する必要

13

## 推進体制の整備

- 「営農継続県・市町村連絡会議」を設置し、代替農地に関する要望調査の結果や各市町村の農地利用に対する対応方針等を共有し、対応の方向性を確認しているところ。
- また、農地の確保と生産支援を目的に県庁関係課と農業公社、農業会議で構成する「営農継続支援チーム」を立ち上げ、貸借可能な農地の把握および情報共有の仕組みづくり（マッチング）を進めている。

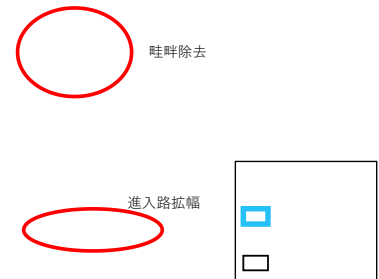
14

## 今後の展望

- 企業進出のスピードは速く、そのスピードに遅れることなく農業への影響を緩和するために、農地利用や意向の見える化、整備手法の検討を進めてきた。
- 今後は、くまもと水土里GISと地域計画との連携などを進め、更なるマッチングの深化を図っていく。

### マッチングの深化のイメージ

- ・各市町村が策定した「地域計画」や「農地台帳」を反映
  - ・従来の耕作放棄地のみを対象としたマッチングから
- ①売りたい
  - ②貸したい
  - ③80歳以上が作付している農地を対象としたマッチングに深化



従来のマッチング（耕作放棄地のみが対象）

地域計画を踏まえたマッチングの深化イメージ

15

## さいごに

- 熊本県農林水産部農村振興局では、本年度の5つの方針の中で「農業と工業の共存」「農業DXの推進」を位置づけ。
- この方針に基づき、県内農業の発展のため様々な施策を展開していく。

16

# 農業農村整備政策研究部会

## 令和7年度 参考資料

### I 運営規則等

1-1 部会運営要領	70
1-2 部会運営規則(部会の運営について)	73
1-3 部会役員	74
1-4 部会報「農業農村整備政策研究(電子ジャーナル)」投稿要項	75

### II 令和7年度活動実績

2-1 令和7年度活動実績	77
2-2 第13回研究集会	79
2-3 令和7年度農業農村工学会大会企画セッション	81
2-4 第18回研究会	82

## 1-1 農業農村整備政策研究部会運営要領

平成26年6月30日 制定  
平成27年9月28日 一部改正  
令和3年9月13日 一部改正  
令和6年1月15日 一部改正

公益社団法人農業農村工学会農業農村整備政策研究部会の運営については、定款、規則、研究部会規程に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（名称）

第1条 この研究部会は、公益社団法人農業農村工学会農業農村整備政策研究部会と称する。

（目的）

第2条 この研究部会は、農業農村整備政策の企画、立案、実施に関する研究を行うことにより、農業農村工学分野の学術・技術の振興と社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 この研究部会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会（研究集会・研究会）の開催
- (2) シンポジウム（農業農村工学会大会講演会企画セッションを含む）
- (3) 研究資料（部会報等）の発行
- (4) 都道府県単独事業にかかる調査
- (5) その他必要な事項

（研究部会のメンバー）

第4条 この研究部会のメンバーは、公益社団法人農業農村工学会の会員10人以上を主な構成員とする農業農村整備政策に関わる領域の研究者・技術者であって、この研究部会の研究活動の趣旨に賛同して参画した者とする。

（幹事及び顧問）

第5条 この研究部会に幹事20名以内、顧問若干名を置く。

- 2 この研究部会に幹事で構成する幹事会を置く。
- 3 幹事は、部会のメンバーの中から選出する。
- 4 幹事会は、幹事の中から部会長1名、副部会長1名、会計審査幹事1名、会計担当幹事1名、名簿担当幹事1名、部会報担当幹事1名及び文書担当幹事1名を互選する。
- 5 部会長、副部会長、会計審査幹事及び会計担当幹事の任期は、原則として2年とし再任を妨げない。
- 6 部会長は、この部会を代表する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の業務を代行する。
- 8 幹事は、部会長及び副部会長を補佐し、この部会の運営に当たる。
- 9 会計審査幹事は、この研究部会の収入・支出について、本部の監事の監査に先がけて審査する。
- 10 会計担当幹事は、部会長を補佐してこの研究部会の収支に係る経理事務を行う。
- 11 名簿担当幹事は、部会員の名簿及びメンバーリストを管理する。
- 12 部会報担当幹事は、研究集会における発表原稿のほか、部会報に掲載する原稿を取りまとめ、部会報発行に必要な事務を行う。

- 13 文書担当幹事は、研究部会の運営や幹事会に必要な文書を作成するほか、ホームページの更新にかか  
る事務を行う。
- 14 顧問は、この研究部会の運営に関し、指導助言する他、幹事会に出席し、意見を述べることができ  
る。
- 15 部会長、副部会長、会計審査幹事、他の幹事及び顧問は無報酬とする。

（幹事会の任務）

第6条 この研究部会の幹事は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) この研究部会が行う研究計画案及び収支予算案の作成
- (2) 理事会で決定された研究の実施及び経理
- (3) この研究部会が実施した研究及び収支決算の本部への報告
- (4) この研究部会の活動参画メンバーとの連絡調整
- (5) 学会本部との連絡調整
- (6) 第3条に係る事業の事務に関する幹事の分担調整
- (7) 研究部会ホームページに関すること
- (8) その他必要と認める事項

（幹事会の開催等）

第7条 幹事会は、年1回以上開催する。

2 幹事会は、部会長が招集する。

3 部会長は、必要に応じ、幹事会で処理する事案について、あらかじめ副部会長、幹事及び顧問の中か  
ら数名を招集して、意見を求めることができる。

（議長・議決）

第8条 幹事会の議長は、部会長とする。

2 幹事会の議事は、過半数の幹事が出席し、出席した者の過半数を持って決する。可否同数のときは、  
部会長が決する。

3 議事の議決について委任状を提出した幹事は、出席したものとみなす。

（事業計画案及び収支予算案の作成）

第9条 部会長は、研究部会規程第6条に規定する収支予算案の作成に当たっては、当該年度の支出予算額  
は、当該年度の収入見込額に100,000円を加えた額の合計額以内の額とする。ただし、特に必要がある  
ときは、当該合計額に当該研究部会の経年の収支差額の合計残額（本部繰入れ資産額を含む。）を加えた総  
額を超えない額とすることができる。

（申請等）

第10条 部会長は、研究部会規程第3条、第5条、第6条及び第8条に規定する申請及び提出について  
は、予め幹事会の決定を得なければならない。

（経理）

第11条 この研究部会の活動に係る収入は、学会の収入として、支払は学会の支弁として経理する。

2 前項の経理は、事項別科目別に行う。

（庶務）

第12条 この研究部会の活動に係る事務作業は、第6条第（6）項に示す幹事会での調整に従い、幹事が  
分担する。

附則

1 この要領は、平成26年6月30日から施行する。

2 この要領の適用日の前日において、現に部会長、副部会長、幹事及び会計監事である者は、それぞれこの要領施行の日からこの要領により選出された部会長、副部会長、会計審査担当幹事とみなす。

附則

この要領は、平成27年9月28日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月13日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

## 1-2 農業農村整備政策研究部会の運営について

部会運営の効率化を図り、事務局の負担を軽減するため、以下の方針とする。

- ① 会費の徴収は行わず、必要経費は事業実施の都度徴収、学会本部からの助成金、労務提供を含む寄付で賄う。
- ② 会員への連絡はすべて E メールで行い、書面・ファックス等による連絡は行わない。
- ③ 会員名簿の記載事項は所属とメールアドレスのみとし、会員に年 1 回、E メールで送信する。
- ④ 会員の入退会と名簿記載事項の変更は、事務局に E メールで連絡するとともに、各人が事務局の許可を得て名簿を更新する。
- ⑤ 部会の論文集（部会報）は、原則として年 1 回発行し、電子ジャーナルとし印刷配布はしない。
- ⑥ 事務局の負担軽減を図るため、原則として事務局は名簿管理と会計のみを担当し、研究部会の開催、論文集の作成等は、幹事が分担する。
- ⑦ 部会の運営に協力しない会員は、幹事会の議を得て除名する。

### 1-3 部会役員

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会 役員名簿

令和7年9月4日時点

部会役職	氏名	所属
部会長	吉川 夏樹	新潟大学
副部会長	細野 英彦	静岡県農地局
幹事	飯田 俊彰	岩手大学
幹事	笥 直樹	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門
幹事	加藤 亮	東京農工大学
幹事	川村 文洋	(一財) 日本水土総合研究所
幹事	齊藤 一俊	(独) 水資源機構 水路事業部
幹事	齋藤 伸	(一社) 地域環境資源センター
幹事 (部会報担当)	杉浦 未希子	上智大学
幹事	中田 摂子	NTC コンサルタンツ株式会社
幹事	中西 大介	農林水産省農村振興局
幹事	橋本 禅	東京大学
幹事	二神 健次郎	全国水土里ネット
幹事 (文書担当)	宮津 進	新潟大学
幹事 (名簿・会計担当)	葭井 功治	(一財) 日本水土総合研究所
幹事 (会計審査担当)	吉田 修一郎	東京大学
顧問	佐藤 洋平	東京大学名誉教授 (一社) フードビジネス推進機構 代表理事 (一社) 農業土木事業協会 顧問
顧問	元杉 昭男	(一社) 総合政策フォーラム顧問

※五十音順

## 1-4 農業農村工学会農業農村整備政策研究部会

### 部会報「農業農村整備政策研究（電子ジャーナル）」投稿要項

令和8年3月13日 改訂

#### 1. 原稿の種類

- 公募原稿:本研究部会が開催する研究集会において研究発表を行い、その内容を元に、研究集会での議論等を踏まえて、作成された原稿
- 自主投稿原稿:随時、投稿された原稿
- 依頼原稿:本部会幹事会より、仮題と概要を示して執筆依頼された原稿

#### 2. 投稿者の資格

投稿者は、1人または複数人の連名とし、公募原稿および自主投稿原稿については、筆頭著者は農業農村工学会農業農村整備政策研究部会員とします。ただし、依頼原稿の場合はこの限りではありません。

#### 3. 投稿原稿の内容および具備すべき条件

投稿原稿は、原則的に下記の条件に則している必要があります。

- ① 多くの部会員にとって有益であること。
- ② 報告する課題が明示され、それに対する記述が簡潔、明瞭で1編をもって完結していること。
- ③ 論旨がはっきりしていて、内容・表現等に誤りがないこと。
- ④ 難解な文章、特殊な用語などが使用されず、多くの部会員に想定される知識によって理解できること。
- ⑤ 著しく商業主義に偏っていないこと。
- ⑥ 関連文献の引用が適切であること。

ただし、投稿原稿がすでに発表されている場合であっても、次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付けますので、既発表の内容については、その旨を本文中に明確に記述して下さい。

- ① 依頼原稿であって、同一著者が、ほぼ同じ内容を他誌に発表（投稿中も含む）している場合でも、本誌掲載のため構成し直したもの。
- ② 個々の内容は既に発表されているが、それを統合することにより価値のある内容となっているもの。
- ③ 限られた読者にしか配布されない刊行物および行政資料等に発表されたもの。

#### 4. 公募原稿の手続き

公募原稿は、まず定められた期日までに、下記の本部会の部会報担当幹事まで提出して下さい。閲読は行いませんが、採用の可否を部会報担当幹事で判定し、投稿者に通知します。なお、研究集会で発表された場合には、その内容を元に原稿を作成して頂き、発表後4週間以内に部会報担当幹事に提出して下さい。

#### 5. 原稿の書き方

原稿の書き方については、農業農村工学会誌「水土の知」の「原稿執筆の手引き」に準じ執筆し、学会HPにある投稿票・内容紹介・本文[Word]を提出して下さい。ページは6ページ以下とします。<http://www.jsidre.or.jp/journal/>  
なお、発表時に使用した発表資料[PowerPoint や PDF など]を使用する場合は上記の限りではありません。

#### 6. 電子ジャーナルへの掲載と閲読

閲読は行いませんが、部会報担当幹事が文意の明瞭さ、分かり易さ、誤字脱字などについて文言整理します。指

摘を受けた執筆者は、修正の上、受領後1週間以内に下記の部会報担当幹事まで返送願います。

#### 7. 掲載された記事の著作権

投稿された記事の著作権（著作財産権、copyright）は、執筆者に帰属します。

#### 8. 原稿料

原稿については、原則として、原稿料を支払いません。

#### 9. 部会報担当幹事（原稿提出先及び問い合わせ先）

杉浦未希子（上智大学グローバル教育センター／グローバル・スタディーズ研究科）

E-MAIL: sugiura\_mikiko (アットマーク)sophia.ac.jp

TEL: 03-3238-4659

※原稿提出時には部会事務局 (seisaku-bukai (アットマーク)jsidre.or.jp) にもccで送付して頂きますようお願いいたします。また、上記(アットマーク)は@にしてご利用下さい。

## 2-1 令和7年度活動実績

（敬称略）

令和7年6月30日（月）

①第1回幹事会

【報告】

1. 令和6年度予算決算・会計監査報告
2. 令和7年度大会講演会企画セッションについて

【議題】

1. 令和7年度研究会に向けて
2. 今後の研究集会と部会報のあり方について
3. その他

②第13回研究集会（オンライン開催）参加人数：246名

黒田 裕一（岩手県農林水産部農村計画課 企画調査課）

「岩手県における県単独事業について」

高橋 幸太郎（新潟県 農地部 農地整備課）

「突発事故の対応を支援する県単農業農村整備事業」

横山 大輔、小林 勇（富山県 農林水産部 農村整備課）

「富山県における県単独農業農村整備事業について」

斉藤 篤志（滋賀県 農政水産部 農村振興課）

「人工衛星データを活用した地すべり防止区域の新たな監視体制の構築」

久米 賢治（徳島県 農林水産部 農山漁村振興課）

「徳島県における県単独事業について」

大森 直樹（熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課）

「迅速な基盤整備に向けた取組について」

令和7年9月3日（木）

①第2回幹事会

1. 前回議事録の確認
2. 第13回研究集会参加者に対し実施したアンケート結果について
3. 令和7年度研究会について
4. 都道府県単独農業農村整備事業調査チームの体制（案）について
5. その他

②2025年度（第74回）農業農村工学会大会講演会 企画セッション（対面開催） 参加人数：92名

場所：宇都宮大学陽東キャンパス

テーマ：新たな「食料・農業・農村基本法」を踏まえた今後の農業農村整備政策の方向

中西 滋樹（農林水産省農村振興局整備部設計課計画・調整室長）

「新たな土地改良長期計画について」

西原 是良（岐阜大学） 「持続可能な農業農村整備を支える政策と組織」

令和7年1月23日（金）

第18回研究会（ハイブリッド開催） 参加人数：119名

場所：東京大学弥生講堂アネックスセイホクギャラリー

中嶋 康博（東京大学名誉教授，女子栄養大学栄養学部教授，食料・農業・農村政策審議会 会長）

「中長期的な農業政策の展開方向について考える」

令和8年1月30日（木）

第3回幹事会

1. 前回議事録の確認
2. 令和7年度活動報告と決算について

3. 2026年度（第75回）農業農村工学会大会講演会企画セッションについて
4. 令和8年度活動計画（案）と予算（案）について
5. その他

**随時**

- ① 県単事業調査研究の成果を部会ホームページに掲載
- ② 研究会や研究集会の開催案内を部会ホームページに掲載
- ③ 部会名簿と役員名簿を適宜更新

**予定** 令和6年3月末日

- ① 部会報「農業農村整備政策研究（電子ジャーナル）」刊行・部会報ホームページに掲載
- ② 部会活動報告を「水土の知」第94巻第3号に掲載

## 2-2 第13回研究集会

（第一報）令和7年6月2日より転記

（公社）農業農村工学会 技術者継続教育機構 CPD 認定プログラム・参加無料

### （公社）農業農村工学会 農業農村整備政策研究部会 第13回研究集会参加申込について

農業農村整備政策研究部会は、農業農村整備政策を進化・発展させるため、行政関係者、研究者、技術者などが日々の研鑽の成果を発表する研究集会を年1回開催しており、本年度も下記のとおり第13回の研究集会を開催することといたしました。

今回の研究集会のテーマは、「都道府県営単独事業を考える」としてあります。都道府県で独自に取り組みられている単独事業をご紹介いただき、全国各地への普及・連携や国政への事業展開など新たな政策への応用などを期待しています。

地球温暖化や国際情勢の変化など、目まぐるしく移り変わる経済社会に対応した農業農村整備政策の推進は、農業の基盤強化と豊かな農村の実現にとって急務です。この研究集会を農業農村整備政策の進化・発展に向けたフリーでオープンな議論の場としたいと考えています。

#### 記

1. 日時：令和7年6月30日（月） 13:10～17:00
2. 場所：オンライン開催（Webex）
3. プログラム  
オーガナイザー：吉川 夏樹（新潟大学農学部教授）
  - （1）開会挨拶（13:10-13:15） 吉川 夏樹 研究部会会長
  - （2）発表 13:15-15:55（発表20分、質疑応答5分程度）
    - ①13:15-13:40「岩手県における県単独事業について」  
黒田 裕一（岩手県農林水産部農村計画課 企画調査課）
    - ②13:40-14:05「突発事故の対応を支援する県単農業農村整備事業」  
高橋 幸太郎（新潟県 農地部 農地整備課）
    - ③14:05-14:30「富山県における県単独農業農村整備事業について」  
横山 大輔、小林 勇（富山県 農林水産部 農村整備課）
    - ④14:30-14:40 休憩
    - ⑤14:40-15:05「人工衛星データを活用した地すべり防止区域の新たな監視体制の構築」  
斉藤 篤志（滋賀県 農政水産部 農村振興課）
    - ⑥15:05-15:30「徳島県における県単独事業について」  
久米 賢治（徳島県 農林水産部 農山漁村振興課）
    - ⑦15:30-15:55「迅速な基盤整備に向けた取組について」  
大森 直樹（熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課）
  - （3）総合討論 15:55-16:55
  - （4）閉会挨拶 16:55-17:00 長田 敦司 研究部会副会長
4. 参加期限 2025年6月27日（金）
5. 参加申込み

①氏名 ②所属 ③メールアドレス ④CPD 個人登録番号（登録されている方のみ）  
を以下のリンクから登録願います。  
<https://forms.office.com/r/ArupdnmsPh>

6. 問い合わせ

農業農村整備政策研究部会 部会長 吉川夏樹（新潟大学農学部）  
E-MAIL：natsuky@agr.niigata-u.ac.jp

## 2-3 令和7年度農業農村工学会大会企画セッション

### 新たな「食料・農業・農村基本法」を踏まえた 今後の農業農村整備政策の方向

#### 1. 概要

本セッションでは、新たな「食料・農業・農村基本法」を踏まえた今後の農業農村整備政策の方向性について議論する。食料安全保障の強化、スマート農業の推進、農地の集約化・高度利用、環境保全型農業の促進、農村インフラの整備など、多岐にわたる課題と農業農村分野としての向き合い方について考える。産官学の多様な視点から政策の実効性を議論し、持続可能な農業・農村の発展に向けた新たな展望を探る場としたい。

#### 2. 日時

令和7年9月4日（木）9:00～10:40

#### 3. 場所

宇都宮大学陽東キャンパス

#### 4. 当日の進行

- (1) オーガナイザー：吉川夏樹（新潟大学）
- (2) 発表
  - ① 「新たな土地改良長期計画について」  
中西 滋樹（農林水産省農村振興局）
  - ② 「持続可能な農業農村整備を支える政策と組織」  
西原 是良（岐阜大学高等研究院）
- (3) 意見交換

#### 5. 問い合わせ

農業農村整備政策研究部会 部会長 吉川夏樹（新潟大学農学部）

E-MAIL：natsuky@agr.niigata-u.ac.jp

## 2-4 第18回研究会

（第一報）令和8年1月5日より転記

（公社）農業農村工学会 技術者継続教育機構 CPD 認定プログラム・参加無料

### （公社）農業農村工学会 農業農村整備政策研究部会 2025年度（第18回）研究会開催のお知らせ

当部会の活動に日頃よりご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、2025年度の研究会を下記のとおり開催いたします。  
多数のご参加をお待ちしております。

1.日時 2026年1月23日（金）15:00～17:00

2.場所 東京大学弥生講堂 アネックス セイホクギャラリー（ハイブリッド方式）

東京都文京区弥生 1-1-1 東京大学農学部内

#### 3.次第

（1）開会（部会長：吉川 夏樹）

（2）講演

演題：「中長期的な農業政策の展開方向について考える」

講師：東京大学名誉教授、女子栄養大学栄養学部教授、食料・農業・農村政策審議会 会長  
中嶋 康博 先生

（3）総合討議

（4）閉会（副部会長：細野 英彦）

#### 4.懇談会の開催

研究会終了後、同会場にて講師を囲んでの懇談会（会費3千円（税込））を開催する予定です。

#### 5.参加申込み

申込期限 2025年12月28日（日）まで

参加申込は、以下のリンク（Google フォーム）からお願いします。

参加申し込みは、こちらから。

こちらのQRコードからも参加申込できます。

（省略）

フォーム以外（メールや電話など）での参加申込は取り扱っていません。

会場参加は60名までとさせていただきます。

このため、「会場参加」とお申込みいただいても、オンライン参加となる場合がありますので、ご容赦願います。該当の方には、メールにてお知らせさせていただきます。

#### 6.オンライン参加

Webexを使用します。

参加情報は、該当の方に別途メール配信します。

#### 7.問合せ

部会長 吉川 夏樹（新潟大学農学部教授）

E-MAIL:natsuky@agr.niigata-u.ac.jp

## 編集後記

このたび、部会報第12号を発行いたしました。

お忙しいなか快く発表を引き受けてくださった皆さま、またこれらの会にご参集くださった皆さま、編集にご協力くださった幹事の皆さまに心より感謝申し上げます。

第13回研究集会では、「都道府県営単独事業を考える」と題して、都道府県で取り組まれている単独事業を6つの県よりご発表いただきました。オンライン形式での研究集会としては本部会で最多の約250名の方々が日本全国よりご参加くださり、地域性を反映した先進的事例の共有に皆さまの高い関心が伺えました。今後も全国各地の連携や国政への展開に有用な情報の発信に注力していく所存です。

今年度より、部会報への投稿規定を改訂し、さまざまな様式での原稿を受け付けるようにいたしました。研究集会の発表に使用したパワポ資料やPDF資料も受け付けます。是非ご活用いただければと思います。

部会報および部会研究会・研究集会について、皆様からのご指摘・ご意見をお寄せください。より良い紙面・研究会になりますよう、努力して参ります。

令和8年3月  
農業農村整備政策研究部会  
部会報担当幹事 杉浦未希子